

2 地域の概況

(1) 社会条件

ア 人口

吹田市の平成 25～29 年の人口、世帯数及び人口密度は、表 4.2-1 に示すとおりである。平成 29 年の人口総数は 370,365 人、世帯数は 169,790 世帯、人口密度は 10,262 人/km²となっている。

平成 25 年から平成 29 年の経年的な傾向をみると、人口総数、世帯数、人口密度とも増加傾向で推移している。また、事業計画地の周辺の町丁別の平成 29 年の人口、世帯数及び人口密度は、表 4.2-2 に示すとおりであり、周辺では新芦屋上の人口が多くなっている。

表 4.2-1 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

年	人口 (人)			世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
	総数	男	女			
平成25年	359,689	173,311	186,378	161,187	36.11	9,961
平成26年	361,877	174,255	187,622	163,064	36.09	10,027
平成27年	365,587	175,892	189,695	165,540	〃	10,130
平成28年	369,441	177,613	191,828	168,328	〃	10,237
平成29年	370,365	177,756	192,609	169,790	〃	10,262

注) 1. 数値は、各年 9 月 30 日現在の値である。

2. 住民基本台帳の人口数。

出典:「吹田市統計書 平成 29 年版」(吹田市、平成 30 年)

表 4.2-2 町丁別の人口、世帯数及び人口密度

町丁	人口 (人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
	総数	男	女		
青葉丘南	2,357	1,173	1,184	958	7,690
樫切山	2,151	1,024	1,127	959	20,197
清水	2,297	1,115	1,182	840	10,840
尺谷	1,571	781	790	573	15,048
新芦屋上	5,371	2,563	2,808	2,176	27,347
千里丘上	3,465	1,640	1,825	1,445	17,395
千里丘北	3,988	1,976	2,012	1,303	19,238
千里丘下	2,224	1,039	1,185	892	15,618
千里丘中	3,107	1,481	1,626	1,316	14,014
千里丘西	2,090	998	1,092	802	13,278
千里万博公園	91	46	45	54	28
長野東	4,789	2,354	2,435	1,842	20,913

注) 数値は、平成 29 年 9 月 30 日現在の値である。

出典:「吹田市統計書 平成 29 年版」(吹田市、平成 30 年)

イ 土地利用

(ア) 「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画の決定状況

「国土利用計画法」(昭和 49 年法律第 92 号)に基づく土地利用計画によると、吹田市全域が市街化区域として計画されている。

(イ) 土地利用の状況

吹田市の土地利用の状況は、表 4.2-3 に示すとおりである。市街地として利用されている面積は全体の約 64%であり、学校、鉄軌道敷・道路、公共施設を加えると全体の約 82%を占めている。

事業計画地は商業業務地に区分されており、周辺は公園・緑地をはじめ、一般市街地、山林などとなっている。

表 4.2-3 吹田市の土地利用状況

分類		面積 (ha)	比率 (%)
市街地	一般市街地	1,982.7	54.9
	商業業務地	203.3	5.6
	官公署	7.0	0.2
	工場地	119.3	3.3
普通緑地	公園・緑地	310.0	8.6
	遊園地・運動場	119.2	3.3
	学校	283.5	7.9
	公開庭園・社寺敷地	12.5	0.3
	墓地	0.8	0.0
農地	田	12.7	0.4
	畑	53.5	1.5
山林		19.0	0.5
水面		64.7	1.8
荒無地・低湿地		26.4	0.7
公共施設		81.0	2.2
鉄軌道敷・道路		292.9	8.1
その他空地		32.3	0.9

- 注) 1. 項目及び面積は、都市計画基礎調査(平成 27 年度)の分類及び数値による。
 2. 面積は概ね 0.5ha 以上のまとまりのあるものを測定しているため、合計や割合が合わない場合がある。
 3. 数値は、平成 28 年 3 月 31 日現在の値である。

出典:「すいたの環境 平成 29 年版」(吹田市、平成 29 年)

(ウ) 「都市計画法」に基づく地域地区等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表 4.2-4 に示すとおりである。住居系地域は約 84%、商業系地域は約 8%、工業系地域は約 8%となっている。

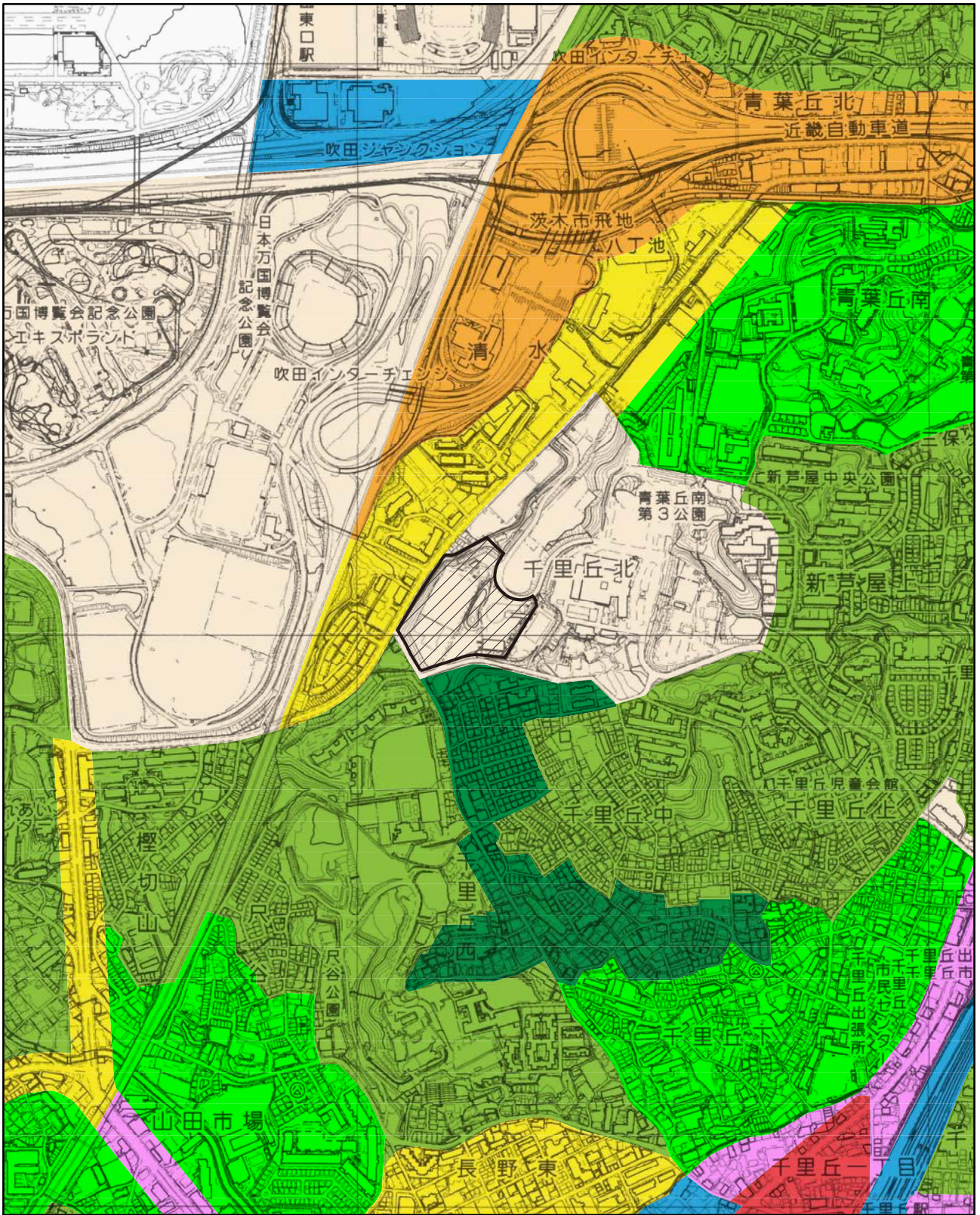
事業計画地及びその周辺地域の用途地域の指定状況は、図 4.2-1 に示すとおりである。事業計画地は第 2 種住居地域であり、また、25m 第三種高度地区に指定されている。

表 4.2-4 吹田市の用途地域の指定面積

分類	面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
第 1 種低層住居専用地域	473	13.8
第 2 種低層住居専用地域	7	0.2
第 1 種中高層住居専用地域	1,123	32.8
第 2 種中高層住居専用地域	553	16.1
第 1 種住居地域	430	12.6
第 2 種住居地域	286	8.4
準住居地域	24	0.7
近隣商業地域	161	4.7
商業地域	107	3.1
準工業地域	184	5.4
工業地域	77	2.2
工業専用地域	—	—
総数	3,425	100.0

注) 平成 29 年 3 月 31 日現在。

出典:「吹田市統計書 平成 29 年版」(吹田市、平成 30 年)



凡例



事業計画地



第一種低層住居専用地域



第一種中高層住居専用地域



第二種中高層住居専用地域



第一種住居地域



第二種住居地域



準住居地域



近隣商業地域



商業地域



準工業地域



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400 500m



図4.2-1

事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況

出典:「大阪府地図情報提供システム」(大阪府ホームページ)

ウ 産業

(ア) 産業別従業者数

吹田市の平成 28 年の産業別従業者数は、表 4.2-5 に示すとおりであり、産業分類別事業所数及び従業者数の総数はそれぞれ 11,596 所、146,351 人で、産業別では卸売業、小売業が事業所数で 3,246 所(28.0%)、従業員数も 37,992 人(26.0%)と最も多くなっている。

表 4.2-5 吹田市の産業大分類別事業所数及び従業員数（平成 28 年）

産業大分類	事業所数（所）	従業者数（人）
全産業（公務を除く）	11,596	146,351
農林漁業	5	38
鉱業，採石業，砂利採取業	—	—
建設業	837	7,594
製造業	445	6,421
電気・ガス・熱供給・水道業	8	113
情報通信業	193	3,000
運輸業，郵便業	230	5,741
卸売業，小売業	3,246	37,992
金融業，保険業	142	2,307
不動産業，物品賃貸業	1,232	5,207
学術研究，専門・技術サービス業	521	6,157
宿泊業，飲食サービス業	1,371	12,995
生活関連サービス業，娯楽業	976	7,861
教育，学習支援業	488	14,841
医療，福祉	1,262	26,201
複合サービス事業	42	669
サービス業（他に分類されないもの）	598	9,214

注)「—」は該当数字がないことを示す。

出典：「平成 28 年経済センサスー活動調査」（政府統計の総合窓口（e-Stat））

(イ) 農業

吹田市の専業・兼業別農家数の推移は、表 4.2-6 に示すとおりである。平成 27 年の農家の総数は 69 戸であり、構成比をみると専業農家が 29.0%、兼業農家が 71.0%となっている。また、平成 7 年からの傾向をみると、農家の総戸数は徐々に減少しているが、専業農家の全体に占める割合は増加傾向にある。

表 4.2-6 吹田市における専業・兼業別農家数

各年 2 月 1 日現在

項 目		年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
農 家 数	総 数 (戸)		256	128	96	80	69	
	構 成 比 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	専 業 (戸)		31	22	20	18	20	
	構 成 比 (%)		12.1	17.2	20.8	22.5	29.0	
	兼 業	総 数 (戸)		225	106	76	62	49
		構 成 比 (%)		87.9	82.8	79.2	77.5	71.0
		第 1 種 兼 業 (戸)		10	3	1	-	1
		構 成 比 (%)		3.9	2.3	1.1	-	1.4
		第 2 種 兼 業 (戸)		215	103	75	62	48
		構 成 比 (%)		84.0	80.5	78.1	77.5	69.6

- 注) 1. 農家とは、経営耕地面積が 10 a 以上の農家を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日の前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。
 2. 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が一人もない農家であり、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
 3. 第 1 種兼業とは、農業取得を主とする兼業農家であり、第 2 種兼業とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。
 4. 平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の数値は、経営耕地面積が 30 a 以上、又は農産物販売金額が 50 万円以上の販売農家の数値である。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」(吹田市、平成 30 年)

(ウ) 工業

吹田市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額の推移は、表 4.2-7 に示すとおりである。平成 28 年の事業所数は 172 所、従業員数は 4,961 人、製造品出荷額は約 2,925 億円となっている。また、平成 22 年からの傾向をみると、事業所数、従業員数は増減を繰り返している。製造品出荷額は平成 25 年度まで増加し、その後は 2,900 億円台で推移している。

表 4.2-7 吹田市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額（従業員 4 人以上）

年 \ 項目	事業所数 (所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)
平成22年	152	5,147	24,068,071
平成24年	150	4,646	25,804,284
平成25年	154	5,262	29,937,238
平成26年	148	4,848	29,387,172
平成28年	172	4,961	29,252,957

- 注) 1. 各年 12 月 31 日現在、平成 28 年は 10 月 1 日現在の数値である。
 2. 平成 23 年度、平成 27 年度から平成 28 年度は、工業統計調査は実施されていない。
 3. 平成 28 年度については、経済センサスー活動調査より抜粋している。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」（吹田市、平成 30 年）

(エ) 商業

吹田市の事業所数、常時従業員数及び年間販売額の推移は、表 4.2-8 に示すとおりである。平成 26 年の事業所数は 2,111 所、常時従業員数は 23,436 人、年間販売額は 1 兆 5,175 億円となっている。調査設計の見直しにより数値が接続しない平成 26 年調査は比較できないため、平成 6 年から平成 19 年までの傾向をみると、事業所数は減少傾向にあり、従業員数は 34,000 人台～39,000 人台で推移している。年間販売額は、1 兆 8,000 億円台～2 兆 2000 億円台となっている（数値が接続しない平成 26 年を除く）。

表 4.2-8 吹田市の卸売・小売業の事業所数・従業者数及び年間販売額

年 \ 項目	事業所数 (所)	常時従業員数 (人)	年間販売額 (万円)
平成6年	3,806	39,077	225,870,170
平成9年	3,589	36,421	221,748,728
平成14年	3,479	39,113	180,514,453
平成19年	3,080	34,841	216,041,845
平成26年	2,111	23,436	151,751,432

- 注) 1. 平成 6 年、平成 26 年の数値は各 7 月 1 日現在、平成 9 年から平成 19 年までの数値は各 6 月 1 日現在の数値である。
 2. 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改訂及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 19 年以前の調査の数値とは接続しない。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」（吹田市、平成 30 年）

エ 交通

(ア) 道路

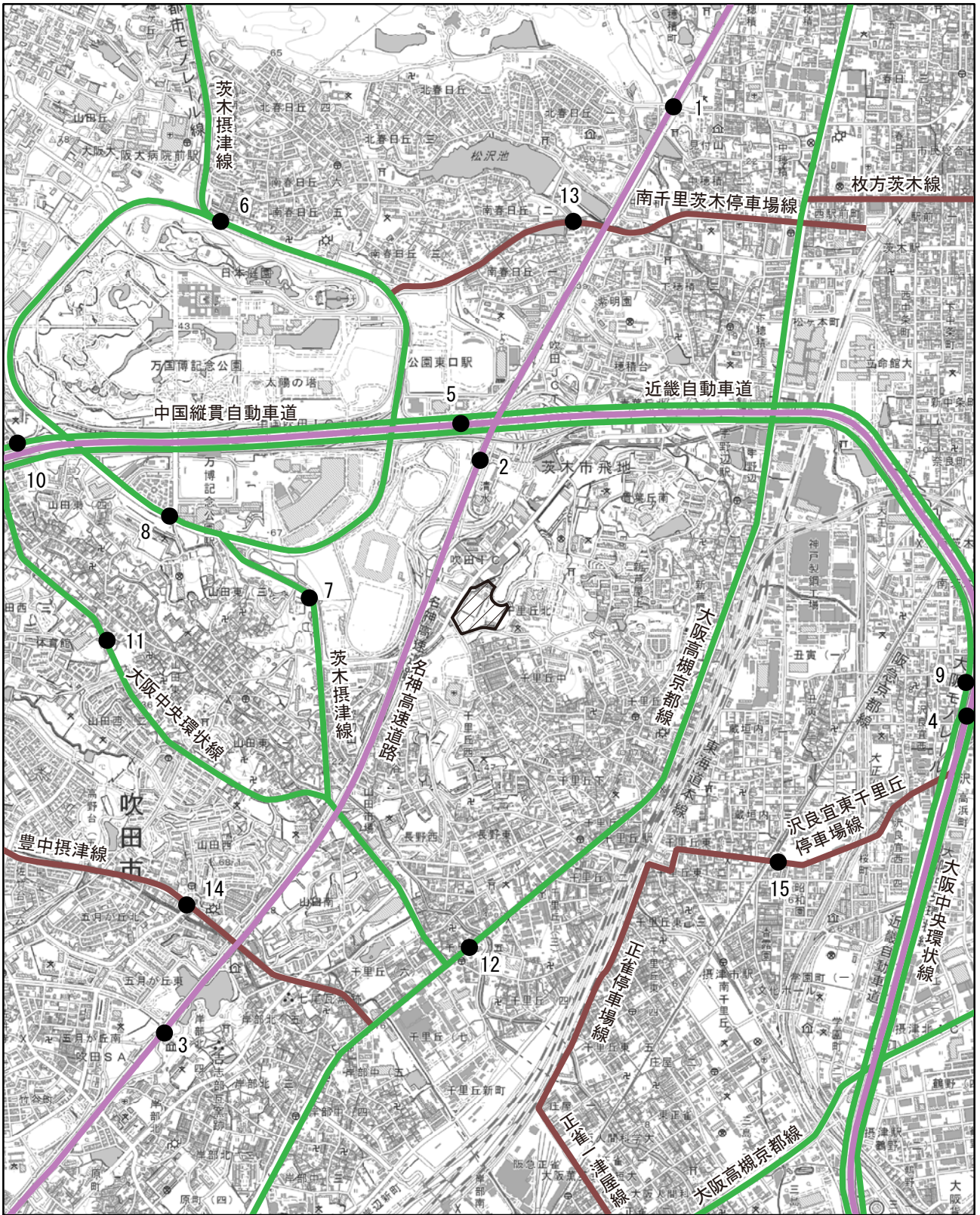
事業計画地周辺における高速道路、主要地方道及び一般府道の交通量は表 4.2-9 に、道路網及び交通量調査地点の位置は図 4.2-2 (1) に示すとおりである。事業計画地の北側には関西の高速道路の要衝である吹田ジャンクションが位置し、名神高速道路、中国縦貫自動車道及び近畿自動車道が接続している。また、近畿自動車道及び中国縦貫自動車道に沿って主要地方道である府道 2 号大阪中央環状線が通り、事業計画地の東側を府道 14 号大阪高槻京都線が、西側を府道 1 号茨木摂津線がそれぞれ南北に通っている。

事業計画地周辺における市道の状況は、図 4.2-2 (2) に示すとおりである。事業計画地は、市道中央環状山田東線、市道千里丘中央線、市道千里丘 1 号線及び市道千里丘 2 号線と隣接している。

表 4.2-9 事業計画地周辺における交通量

図中 番号	路線名	観測地点	平日12時間(7~19時) 交通量(台)			平日 24時間 交通量 (台)
			小型車	大型車	合計	
1	名神高速道路	一般国道171号茨木IC~中国 自動車道吹田JCT	57,588	25,360	82,948	127,486
2		中国自動車道吹田JCT~ 近畿自動車道吹田IC	43,625	14,679	58,304	82,665
3		近畿自動車道吹田IC~高速大阪 池田線豊中IC	34,938	13,520	48,458	67,066
4	近畿自動車道	中国自動車道吹田JCT~ 大阪中央環状線摂津北IC	37,306	10,880	48,186	65,433
5	中国自動車道	近畿自動車道吹田JCT~ 大阪中央環状線中国吹田IC	24,731	15,164	39,895	65,654
6	茨木摂津線	吹田市万博記念公園 日本庭園前	17,646	2,643	20,289	27,796
7		吹田市山田東3丁目	13,379	1,836	15,215	20,540
8		吹田市山田東4丁目	11,380	1,394	12,774	16,989
9	大阪中央環状線	茨木市美沢町	24,151	11,462	35,613	50,214
10		吹田市万博記念公園 進歩橋	51,648	9,948	61,596	90,692
11		吹田市山田東2丁目	9,193	754	9,947	13,230
12	大阪高槻京都線	摂津市千里丘5丁目	11,317	2,052	13,369	17,914
13	南千里茨木 停車場線	茨木市南春日丘1丁目	9,979	1,219	11,198	15,005
14	豊中摂津線	吹田市山田西1丁目	10,949	976	11,925	15,980
15	沢良宜東千里丘 停車場線	摂津市香露園	5,372	556	5,928	7,647

出典：「平成 27 年度道路交通センサス」(大阪府ホームページ)



凡例



事業計画地

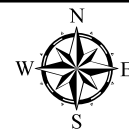
— 高速道路

— 主要地方道

— 一般府道

● 平成27年度道路交通センサ
交通量調査地点

出典：「平成27年度大阪府内道路交通情勢調査自動車類（平日）交通量図」
（大阪府ホームページ）



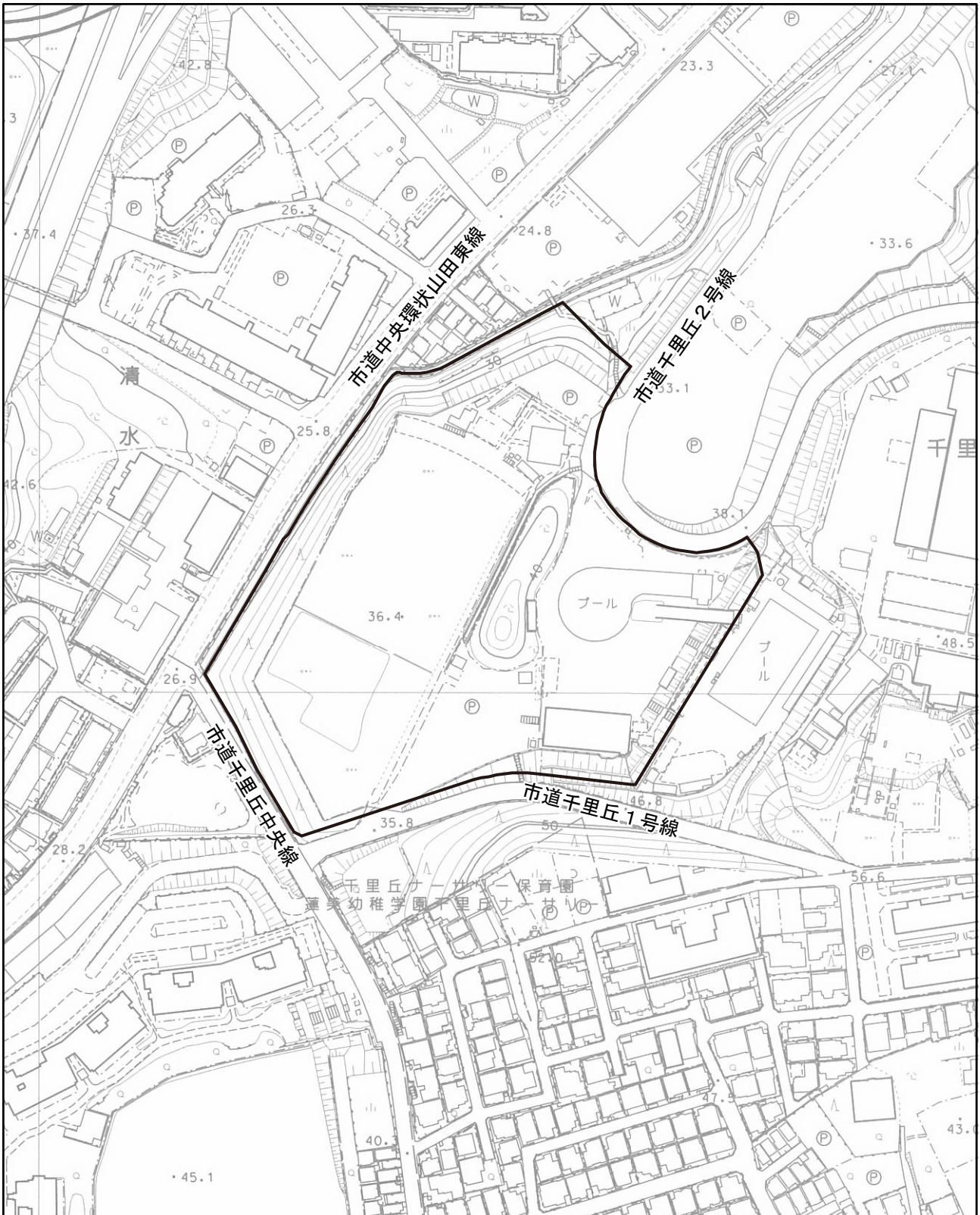
Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



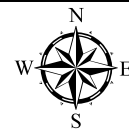
図4.2-2 (1)
事業計画地周辺における道路網及び
交通量調査位置

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(吹田)を使用したものである。



凡例

 事業計画地



Scale 1:2,500

0 25 50 75 100m



図4.2-2 (2) 事業計画地周辺における道路網 (市道)

(イ) 鉄道

事業計画地周辺における鉄道の乗降者人員は表 4.2-10 に、鉄道網は図 4.2-3 に示すとおりである。

事業計画地の東側を JR 東海道本線及び阪急京都線がほぼ並行して南北に縦貫し、府道 2 号大阪中央環状線に沿って大阪モノレールが南北方向から東西方向へ弧を描くように走っている。

表 4.2-10 鉄道の乗降者人員

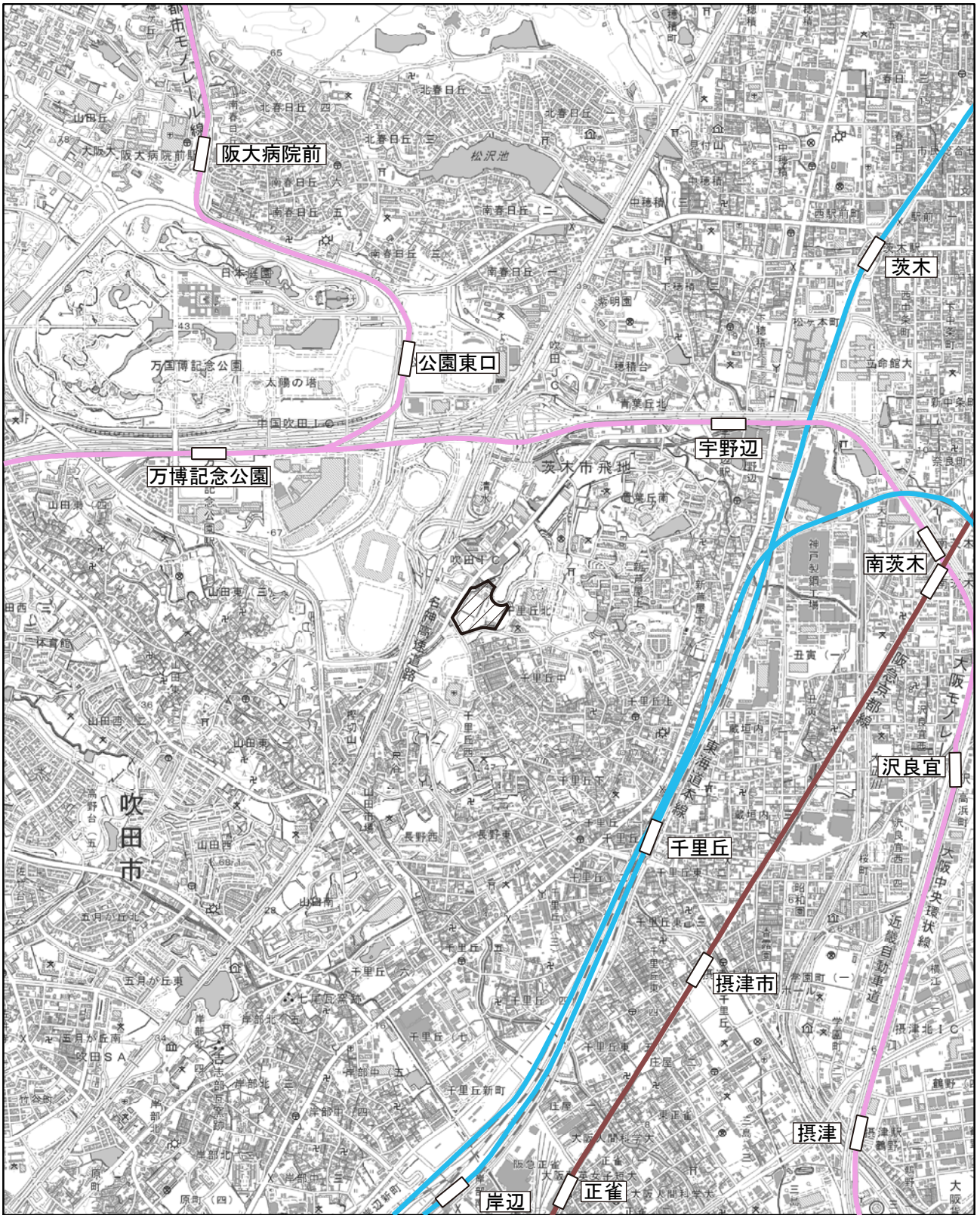
路線名	駅名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)	
JR西日本東海道本線	茨 木	48,626	—	
	千 里 丘	20,064	—	
	岸 辺	15,560	—	
阪急京都線	正 雀	8,453	9,202	
	摂 津 市	6,219	6,681	
	南 茨 木	21,553	22,876	
大阪モノレール	本線	万博記念公園	12,861	12,787
		宇 野 辺	3,762	3,553
		南 茨 木	15,347	14,949
		沢 良 宜	1,753	1,673
		摂 津	2,526	2,681
	彩都線	公 園 東 口	749	628
		阪 大 病 院 前	3,643	3,809

注) 1. JR は平成 28 年度中の 1 日平均である。


2. 阪急電鉄は平成 28 年の交通量調査による。

3. 大阪モノレールは平成 28 年中の 1 日平均である。

出典：「平成 29 年度大阪府統計年鑑」(大阪府、平成 30 年)



凡例

 事業計画地

 JR西日本

 阪急電鉄

 大阪モノレール（大阪高速鉄道）



Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図4.2-3
事業計画地周辺における鉄道網

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(吹田)を使用したものである。

オ 水利用

(ア) 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4.2-11 に示すとおりである。平成 28 年度の給水世帯数は 168,817 世帯、給水人口は 369,040 人、普及率は 99.9%、年間総配水量は 41,763,521m³、1 人 1 日平均配水量は 310L となっている。

また、平成 24 年度からの傾向をみると、給水世帯数と給水人口は増加しており、1 人 1 日平均配水量は減少、年間総配水量は 4,200 万 m³ 前後で推移している。

表 4.2-11 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年	平成27年	平成28年
給水世帯数（世帯）	159,401	161,671	163,891	166,823	168,817
給水人口（人）	356,328	359,508	362,428	367,025	369,040
普及率（%）	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
年間総配水量（m ³ ）	42,191,900	41,989,859	41,723,400	41,910,691	41,763,521
1人1日平均配水量（L）	326	321	317	314	310

出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」（吹田市、平成 30 年）

(イ) 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表 4.2-12 に示すとおりである。平成 28 年度の都市計画決定面積は 3,582ha、処理面積は 3,494ha（普及率 97.5%）、処理人口は 369,218 人（普及率 99.9%）である。平成 24 年度からの傾向をみると、処理人口は増加傾向にある。

表 4.2-12 吹田市の下水道の普及状況

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
都市計画決定面積（ha）	3,582	3,582	3,582	3,582	3,582
処理面積（ha）	3,484	3,484	3,484	3,493	3,494
普及率（%）	97.3	97.3	97.3	97.5	97.5
処理人口（人）	356,263	359,565	362,602	367,216	369,218
普及率（%）	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」（吹田市、平成 30 年）

(ウ) 地下水

吹田市の地下水採取量の状況は、表 4.2-13 に示すとおりである。平成 28 年度の井戸設置事業所数は 24 か所、井戸本数は 51 本であり、採取量については、工業用が 354 m³/日、上水用が 16,248 m³/日、その他が 3,435 m³/日となっている。平成 24 年度からの傾向をみると、井戸設置事業所数、井戸本数、工業用の採取量及び上水用の採取量とも、増減を繰り返しながらほぼ横ばい傾向となっている。

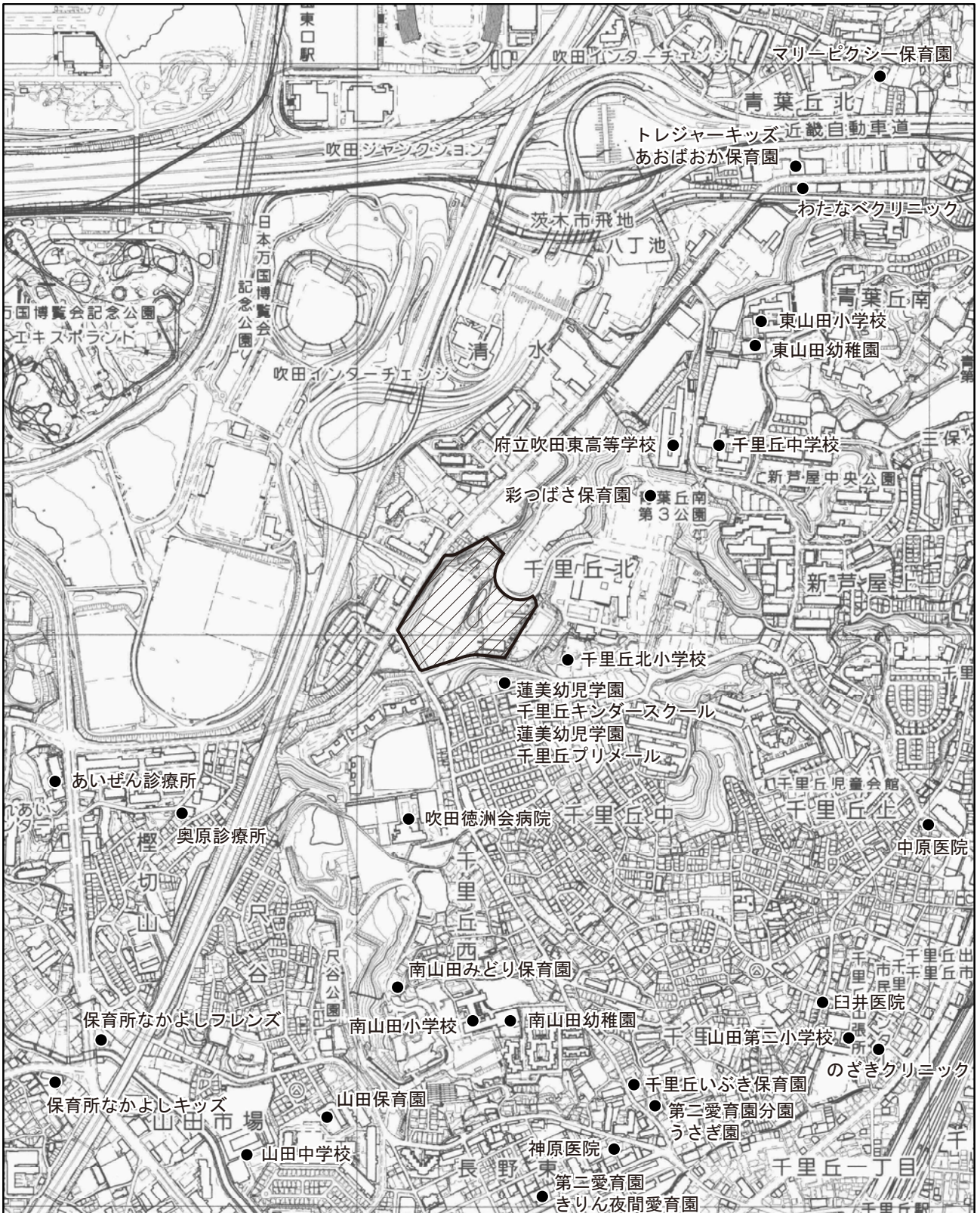
表 4.2-13 吹田市域における地下水採取量

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
井戸設置事業所数	22	25	24	24	24
井戸休止事業所	2	2	3	3	3
現有設置井戸本数	51	54	54	51	51
休止井戸	4	4	8	9	7
全採水量 (m ³)	25,077	21,139	21,807	21,512	20,037
工業用 (m ³)	353	295	305	339	354
上水用 (m ³)	20,920	16,527	17,379	17,644	16,248
その他 (m ³)	3,804	4,317	4,123	3,529	3,435

出典:「吹田市域における地下水採取量」(吹田市環境部環境保全課)

カ 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地周辺における学校、病院、幼稚園及び保育所等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は図 4.2-4 に示すとおりである。



凡例



事業計画地

- 環境保全について配慮を要する施設



Scale 1:10,000

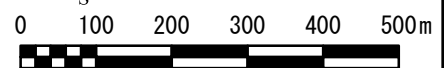


図4.2-4
事業計画地及びその周辺における
環境保全について配慮を要する施設

出典：「SATSUMI ネット」（吹田市立教育センター）
「平成30年度保育所等一覧表（平成29年9月1日現在）」（吹田市ホームページ）
「大阪府医療機関情報システム」（大阪府健康医療部保健医療室）

キ 関係法令による規制等

(ア) 環境基本法に基づく環境基準

国においては「環境基本法」第 16 条に基づき、大気汚染、公共用水域の水質汚濁、地下水の水質汚濁、騒音及び土壌の汚染について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。その概要は、以下に示すとおりである。

a 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 4.2-14 に示すとおりである。大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。

表 4.2-14 大気の汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。</p> <p>2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>3. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

b 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、表 4.2-15 に示すとおりである。公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準がある。このうち、人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（但し、ふっ素及びほう素については海域を除く）について一律の基準値が定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼等の各公共用水域につき、該当する水域類型ごとに基準値が定められている。

表 4.2-15 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考			
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2.「検出されないこと」とは、測定方法の項（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 4.2-15 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
備考						
1.基準値は、日間平均値とする。						
2.農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

表 4.2-15 (3) 吹田市内における水域の類型指定状況

水域名	範囲	該当類型	
		BOD等5項目累計	水生生物の保全に関する項目累計
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

注) 現状において既に基準値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

「吹田市第 2 次環境基本計画改訂版」

(吹田市環境部環境政策室、平成 26 年)

c 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4.2-16 に示すとおりである。

表 4.2-16 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考			
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

d 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 4.2-17 に示すとおりである。また、吹田市では地域の類型ごとに当てはめる地域の指定が表 4.2-18 に示すとおり行われている。事業計画地周辺は、A 類型もしくは B 類型に指定されている。

表 4.2-17 騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 1. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域 (以下、「道路に面する地域」という。) については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注) 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日の午前6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

- 注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- ① 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。)
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル
- 出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 4.2-18 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」（平成 24 年吹田市告示第 103 号）

e 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 4.2-19 に示すとおりである。

表 4.2-19 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表（記載略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

(イ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が表 4.2-20 に示すとおり設定されている。

表 4.2-20 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	
<p>1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2.大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3.土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合は、必要な調査を実施することとする。</p>	

- 注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

(ウ) 環境保全に係る条例等

吹田市では、市民、事業者及び行政のすべての者が、より一層の英知と総力を結集し、協働して、環境の保全と創造に取り組み、自然との共生を図りつつ持続的に発展する吹田をめざすことを目的に「吹田市環境基本条例(以下、基本条例)」を平成 9 年 4 月に制定している。また、基本条例の理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全及び創造に関する施策の必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として、「吹田市環境の保全等に関する条例」を平成 9 年 4 月に制定している。さらに、平成 10 年 8 月に基本条例に基づき「吹田市環境基本計画」を策定し、平成 21 年 3 月に「吹田市第 2 次環境基本計画」への見直し、平成 26 年 3 月に「吹田市第 2 次環境基本計画改訂版」への中間見直しが行われている。

大阪府では、平成 6 年 3 月に「大阪府環境基本条例」が制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成 6 年 3 月に制定された。また、平成 6 年 10 月には、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保の推進等を定めた「大阪府自然環境保全条例」(昭和 48 年大阪府条例第 2 号)が改正されている。

(工) 大気汚染

a 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)では、ばい煙発生施設について、ばい煙に係る排出基準、指定ばい煙(硫黄酸化物及び窒素酸化物)に係る総量規制基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準とともに、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における石綿濃度の許容限度とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年大阪府条例第 6 号)では、ばい煙(ばいじん、有害物質、炭化水素類)及び粉じん(一般粉じん、特定粉じん)を規制基準として定めており、これらを排出する施設のうち「大気汚染防止法」が適用されない施設に対しては、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

吹田市では、これらの法や府条例に基づき、規制対象施設の設置・変更等に係る届出の受理や立入検査を行い、法令遵守状況を確認し、「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づき硫黄酸化物等に係る公害防止協定を主要な工場・事業場と締結するなど公害防止に努めている。

b 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出(吹付け石綿を使用した建築物の解体・改造・補修作業)について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

c 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成 7 年環境庁告示第 64 号)により自動車排出ガスに係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車排出ガスにより、道路の部分及びその周辺の区域における一酸化炭素の濃度が一定の限度を超えていると認められる場合、都道府県知事又は市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」(昭和 35 年法律第 105 号)(最終改正平成 27 年法律第 40 号)の規定による措置の要請を行うことができるとしている。また、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)(最終改正平成 23 年法律第 105 号)(以下、「自動車 NO_x・PM 法」という。)では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難な地域を対策地域として定めており、吹田市はその地域に該当している。さらに、「自動車 NO_x・PM 法」では、対策地域内に登録されている貨物自動車、バス等(指定自動車)の自動車について、これらの物質の排出がより少ない車の使用を求める規制を定め、特別の排ガス基準に適合する車の使用を求めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、対策地域外からの流入車(車種規制非適合車の制限)に対しても規制を行っている。

(オ) 水質汚濁

a 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号)では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の 1 日当たりの最大量が 50m³ 以上である場合、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目(化学的酸素要求量)で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

b 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

(カ) 騒音

a 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)では、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 4.2-21 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について表 4.2-21 に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地は、第 2 種区域に指定されている。

表 4.2-21 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から翌日 の午前6時まで
第1種区域		45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域		50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域		60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
	その他の区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

- 注) 1. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
 第1種区域：第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
 第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域
 第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 第4種区域：工業地域
3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の入院施設を有するものであって、昭和 45 年 4 月 1 日に既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。以下同じ。)並びに幼保連携型認定こども園(その設置の日の前日に、幼稚園又は保育所であって、昭和 45 年 4 月 1 日に既に設置されているものが廃止され、当該所在地に設置されたものに限る。)をいう。
4. この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
 (平成 6 年大阪府規則第 81 号)
 「騒音規制法に基づく規制地域について」
 (平成 13 年吹田市告示第 87 号)
 「騒音規制法に基づく規制基準について」
 (平成 13 年吹田市告示第 88 号)
 「騒音規制法に基づく規制基準の一部改正について」
 (平成 27 年吹田市告示第 134 号)

b 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜き機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 4.2-22 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。「大阪府生活環境保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 4.2-22 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表 4.2-22 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法又は府条例	1.くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	85 デシベル	19 時 から 翌日 の 7 時	22 時 から 翌日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内	日 曜 日 及 び 休 日	
	2.びょう打機を使用する作業								
	3.さく岩機を使用する作業*								
	4.空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
	5.コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
	6.バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業								
	7.トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業								
	8.ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業								
府条例	9.6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業								
	10.コンクリートカッターを使用する作業*								
	11.鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								

注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。

2. 第1号区域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域、並びに工業地域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内の地域を示す。

3. 第2号区域とは、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域（吹田市の区域の全域）のうち、前号に掲げる区域以外の区域を示す。

4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、府条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
 （昭和43年厚生省・建設省告示1号）
 「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号）
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
 （平成6年大阪府規則第81号）
 「騒音規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について」
 （平成13年吹田市公告第37号）
 「騒音規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定の変更について」（平成27年吹田市公告第167号）

c 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では自動車騒音に係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車騒音が表 4.2-23 に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事又は市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

表 4.2-23 「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注) 1. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)

「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分について」(平成13年吹田市公告第36号)

d その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限や深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限、及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

(キ) 振動

a 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)では、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 4.2-24 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について表 4.2-24 に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地は第 1 種区域に指定されている。

表 4.2-24 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日の午前6時まで
第 1 種 区 域		60デシベル	55デシベル
第 2 種 区 域 (1)		65デシベル	60デシベル
第 2 種 区 域 (2)	既設の学校、保育所等の敷地の 周囲50mの区域及び第一種区域 の境界線から15m以内の地域	65デシベル	60デシベル
	その他の区域	70デシベル	65デシベル

- 注) 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
 2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。
 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
 第 2 種区域 (1)：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
 第 2 種区域 (2)：工業地域
 3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の入院施設を有するものであって、昭和 52 年 12 月 1 日に既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。以下同じ。)並びに幼保連携型認定こども園(その設置の日の前日に、幼稚園又は保育所であって、昭和 52 年 12 月 1 日に既に設置されているものが廃止され、当該所在地に設置されたものに限る。)をいう。
 4. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」
 (昭和 51 年環境庁告示第 90 号)
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」
 (平成 6 年大阪府規則第 81 号)
 「振動規制法に基づく規制地域について」
 (平成 13 年吹田市告示第 89 号)
 「振動規制法に基づく規制基準について」
 (平成 13 年吹田市告示第 90 号)
 「振動規制法に基づく規制基準の一部改正について」
 (平成 27 年吹田市告示第 135 号)

b 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜き機を使用する作業などの特定建設作業について、表 4.2-25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 4.2-25 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表 4.2-25 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法又は府条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く。）又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業	75 デシベル	19 時 から 翌 日 の 7 時	22 時 から 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内		
	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
	3. 舗装版破砕機を使用する作業*								
	4. ブレーカー（手持式ものを除く。）を使用する作業*								
府条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業								

- 注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。
2. 第1号区域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域を示す。
3. 第2号区域とは、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域（吹田市の区域の全域）のうち、前号に掲げる区域以外の区域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、府条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）
「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号）
「振動規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について」（平成13年吹田市公告第38号）
「振動規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定の変更について」（平成27年吹田市公告第168号）

c 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、道路交通振動が表 4.2-26 に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事又は市町村長は、道路管理者に対し当該道路の道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置の要請、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。

表 4.2-26 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

注) 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

「振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分について」（平成 13 年吹田市公告第 39 号）

(ク) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)では、不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質として、22 物質を特定悪臭物質として指定している。また、「悪臭防止法」では工場や事業場に対して、施設などの届出の義務はなく、規制基準が定められている。規制には悪臭物質による濃度規制と、人の臭覚による臭気指数規制があり、どちらかで規制することになっている。吹田市では濃度規制に代えて、多種多様な悪臭物質による複合臭等に対応が可能な規制方法である臭気指数規制を平成 21 年 4 月から導入している。

(ケ) 土壌汚染

土壌汚染とは、土壌中に重金属、有機溶剤、農薬などの物質が、人の健康へ影響を及ぼす程度に含まれている状態である。土壌が有害物質により汚染されると、汚染された土壌の直接摂取、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水の飲用等により人の健康に影響を及ぼすおそれがある。

近年、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化してきている。こうした背景を踏まえ、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的に、土壌汚染対策法(以下、「法」という。)が制定された(平成 15 年 2 月 15 日施行、平成 30 年 4 月 1 日改正法施行)。

大阪府では、府の地域状況に応じた土壌汚染対策を進めるため、大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下、「条例」という。)を改正し、土壌汚染に関する規定を追加されている(平成 16 年 1 月 1 日施行、平成 30 年 4 月 1 日改正条例施行)。

法は、土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会をとらえ土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けており、その結果、土壌汚染が判明した場合は区域指定し、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等を定めている。

条例では、法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加している。また、土地の所有者等の責務について規定している。

(コ) 地盤沈下

「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)では工業用水としての地下水の採取について許可等が必要とされており、吹田市域では名神高速道路以南の地域が、規制地域に該当している。

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)では冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされているが、吹田市は規制地域に該当していない。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では給水人口 5,000 人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされているが、吹田市は規制地域に該当していない。

(サ) 日照障害

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)では日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「大阪府建築基準法施行条例」(昭和 46 年大阪府条例第 4 号)ではその対象区域及び日影時間を指定している。

「吹田市環境の保全等に関する条例」(平成 9 年吹田市条例第 6 号)では、高さ 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」(平成 23 年 3 月 29 日施行)では、近隣への事前説明、市長との事前協議及び日照障害の防止措置について定められている。

(シ) 電波障害

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さ 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」では、近隣への事前説明、市長との事前協議及び電波障害の防止措置について定められている。

(ス) 自然環境(動植物、人と自然との触れ合いの場)

吹田市の自然環境関係法令に基づく地域指定状況は表 4.2-27 に示すとおりである。

事業計画地及びその周辺地域は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく吹田特定猟具使用禁止区域に指定されている。

表 4.2-27 自然環境関係法令に基づく地域指定状況

法令	地域指定	指定場所
森林法	保安林	垂水神社 (0.86ha) 片山神社 (0.48ha) 山田伊射奈岐神社 (0.50ha)
都市計画法	風致地区	服部 (約8.90ha) 千里山東 (約40.00ha) 千里山西 (約88.00ha)

法令	地域指定	期間	面積
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	吹田特定猟具使用禁止区域 (銃)	平成21年11月15日から 平成31年11月14日まで	約3,611ha

なお、吹田市には、以下に示す法令等に基づく地域の指定はない。

区 分
「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
「大阪府自然環境保全条例」(昭和48年大阪府条例第2号)に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく国立公園及び国定公園の区域
「都市緑地保全法」(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全地区
「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和42年法律第103号)に基づく近郊緑地保全区域
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区

(七) 景観

吹田市は景観行政団体であり、「吹田市景観まちづくり条例」(平成 20 年吹田市条例第 24 号)、「景観まちづくり計画」(平成 19 年 3 月)及び「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(平成 21 年 4 月策定、最終改訂平成 29 年 3 月)(以下、「景観形成基準」という。)が策定されている。「景観形成基準」において市内全域が景観計画区域として設定されており、景観計画区域内で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区(以下、「重点地区」という。)として景観形成地区(20 地区)または景観配慮地区(未指定)を定めている。

景観計画区域では一定規模以上の建築物や外観の色彩の変更等には事前協議や届出が必要であり、さらに重点地区では地区特有の基準による誘導・指導が行われる。なお、事業計画地は重点地区には該当せず、表 4.2-28 に示す重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為が適用される。

また、屋外広告物の表示等については、「屋外広告物の表示等に関する基準」(平成 21 年 3 月 3 日告示)が定められているほか、「吹田市景観まちづくり条例」に基づく届出が必要である。

表 4.2-28 重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為

区分	規 模	対象行為
建築物	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが15メートルを超え、又は建築面積が600平方メートルを超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
	上記以外の地域における高さが10メートルを超え、かつ、建築面積が300平方メートルを超えるもの	
工作物	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条に定める工作物。	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	その他規則で定める工作物	
土地	500平方メートル以上のもの	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

出典:「吹田市景観まちづくり条例」(平成 20 年吹田市条例第 24 号)

(ソ) 文化財

「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、及び前記の発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなくてはならないことが定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」(平成 9 年吹田市条例第 8 号)では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことが定められている。

ク 環境関連計画等

(ア) 第9次大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和47年の第1次公害防止計画の策定以降、第8次計画まで策定し、その推進に努めてきた。この間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、第9次大阪地域公害防止計画が策定されている。

なお、「第9次大阪地域公害防止計画」の概要は、表4.2-29に示すとおりである。

表 4.2-29 第9次大阪地域公害防止計画の概要

項目	概要
計画策定地域	公害防止計画を策定する地域は、次の大阪府内の29市1町 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
計画目標	環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める。
主要な課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大阪湾の水質汚濁 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止 ・大阪湾内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止 2. 河川の水質汚濁 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止

出典：「第9次大阪地域公害防止計画」（大阪府、平成24年3月）

(イ) 大阪 21 世紀の新環境総合計画

大阪府では、平成 8 年に環境基本条例に基づく「環境総合計画」を策定し、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境にわたる施策を体系化し、施策を展開してきた。しかしながら、その後も大阪の環境をめぐる状況の大きな変化に加え、地球規模での対応が求められるようになってきた。また、国においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「循環型社会形成推進基本法」や関連するリサイクル法等の整備、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正、新たな環境基本計画の策定などの取り組みが進んでいる。

これらの状況を踏まえ、大阪府では行政計画という位置づけにとどまらず、あらゆる主体で取り組む基本的方向を示す新たな計画として、平成 14 年に「大阪 21 世紀の環境総合計画」を策定した。10 年後の平成 23 年に「大阪 21 世紀の新環境総合計画」として見直し、平成 28 年 6 月に一部を改訂している。大阪 21 世紀の新環境総合計画の概要は、表 4.2-30 に示すとおりである。

表 4.2-30 大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 28 年 6 月改訂）

項 目		概 要
計画の期間		長期的に目指す将来像を見据え、2020（平成32）年までの10年間
計画の対象地域		大阪湾を含む大阪府全域
2 0 2 0 年 度 目 標	低炭素・省エネルギー社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減する。 ・府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50%に増やす。
	資源循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆資源の循環をさらに促進する。 ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を 32 万トン以下とする。 ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を 37 万トン以下とする。 ◆リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。 ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。（2009年府民アンケート34.3%） ・資源物を分別している府民の割合を概ね100%にする。（2009年府民アンケート89.4%）
	全てのいのちが共生する社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆生物多様性の府民認知度を70%以上にする。（2008年大阪府民アンケート16.9%） ◆生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 ・活動する府民の割合を倍増する。（2014年大阪府民アンケート6.0%） ・保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。
	健康で安心して暮らせる社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆大気環境をさらに改善する。 ・二酸化窒素の日平均値0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する。 ・微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。 ・光化学オキシダント濃度0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。 ◆人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。 ・BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L以下（環境保全目標のB類型）を満たす河川の割合を8割にする。 ◆多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。 ・底層DO（溶存酸素量）5mg/L以上（湾奥部は3mg/L以上）を達成する。 ・藻場を造成する。（藻場面積400haを目指す） ◆環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。

出典：「大阪21世紀の新環境総合計画」（大阪府、平成28年）

(ウ) 吹田市第2次環境基本計画

吹田市では、「吹田市環境基本条例」に基づき、市、事業者、市民が一体となった環境の保全と創造についての取組を進めるため、平成10年8月に「吹田市環境基本計画」を策定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。平成21年3月に「吹田市第2次環境基本計画」として見直しが行われ、平成26年3月に改訂された。吹田市第2次環境基本計画の基本理念は表4.2-31に示すとおりである。また、同基本計画に定める目標は表4.2-32に、環境目標値は表4.2-33(1)～(8)に示すとおりである。

表 4.2-31 吹田市第2次環境基本計画の基本理念

(1) 安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、水、土壌等の身近な環境の保全に取り組む ・ 生物多様性の保全に配慮しつつ、自然との共生を図る ・ 快適な都市環境の創造を図る
(2) エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会をめざす <ul style="list-style-type: none"> ・ 節エネ・省エネを進め、ライフスタイルや事業活動の転換を図る ・ 資源の適正な管理及び循環的な利用を図る
(3) 市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める

表 4.2-32 吹田市第2次環境基本計画に定める目標

分野と目標	施策の柱
<u>エネルギー</u> 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフスタイルや事業活動の転換促進 ・ 省エネルギー機器等の導入促進 ・ 再生可能エネルギーの導入拡大
<u>資源循環</u> 資源を大切にする社会システムの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生抑制を優先する社会への転換 ・ 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築 ・ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進 ・ 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築 ・ 水資源の有効利用と健全な水循環の推進
<u>生活環境</u> 健康で快適なくらしを支える環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境汚染防止対策の推進 ・ 環境美化の推進 ・ ヒートアイランド対策の推進 ・ 日照障害・電波障害対策
<u>みどり</u> みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ みどりを継承する ・ みどりを生み出す ・ みどりを活かす ・ 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める
<u>都市環境</u> 快適な都市環境の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観まちづくりの推進 ・ 自動車に過度に依存しない交通環境整備 ・ 環境に配慮した開発事業の誘導
重点プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策の推進 ・ ヒートアイランド対策の推進 ・ 連携・協働の推進 ・ エコスクールの推進 ・ 地域における環境教育の推進

表 4.2-33 (1) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

○大気汚染

項目	目標値	対象地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	

- 注) 1. 二酸化窒素の目標値については、上記の目標値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値0.02ppm以下に向かって努力することとする。
 2. ダイオキシン類に係る目標値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○悪臭

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

表 4.2-33 (2) 吹田市第2次環境基本計画に定める目標値

○水質汚濁

①健康項目

項目	目標値	対象水域
カドミウム	0.003mg/L以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
ひ素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下	

- 注) 1. 目標値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。
 3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 4.2-33 (3) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

②生活環境項目

ア BOD 等 5 項目

類型		AA	A	B	C	D	E
項目	利用目的の適応性	水道 1 級 自然環境 保全及び A 以下の 欄に掲げ るもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げ るもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以 下の欄に 掲げるも の	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の 欄に掲げ るもの	工業用水 2 級 農業用水 及び E の 欄に掲げ るもの	工業用水 3 級 環境保全
	目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
	浮遊物質 量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	100mg/L 以下
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
	大腸菌群数	50 MPN/100 mL 以下	1,000 MPN/100 mL 以下	5,000 MPN/100 mL 以下	—	—	—
対象水域		対象水域及びその水域類型は別表のとおりとする。					

イ 水生生物の保全に関する項目

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値		
		全垂鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及び その塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

表 4.2-33 (4) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

(別表) 対象水域及びその水域類型

水域名	範囲	該当類型	
		BOD等5項目 類型	水生生物の保全に 関する項目類型
山田川	全 域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高 川	全 域	D	—
正雀川	全 域	E	—
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

注) 現状において既に目標値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。

- 注) 1. 目標値は日間平均値とする(ため池もこれに準ずる)。
 2. 農業用利水点については水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(ため池もこれに準ずる)。
 3. 浮遊物質については類型ごとに定める水質基準のほか、景観保全等の観点から「ごみ等の浮遊が認められないこと」とする(ため池もこれに準ずる)。
 4. 利用目的の適応性の欄における用語の意義は次のとおりである。
 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 (2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 (3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
 (4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの。
 (5) 環境保全：市民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度。

③ ため池

項目	目 標 値
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量 (COD)	8 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	50 mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以下
全窒素 (T-N)	1 mg/L 以下
全りん (T-P)	0.1mg/L 以下

- 注) 1. 全窒素、全りんの目標値は、年間平均値とする。
 2. 現状において、既に目標値を達成している水域については、現状より悪化させないこととする。

④ 特殊項目

項 目	目 標 値	対 象 水 域
フェノール類	0.01 mg/L以下	安威川下流・神崎川
銅	0.05 mg/L以下	
亜鉛	0.1 mg/L以下	
溶解性鉄	1.0 mg/L以下	
溶解性マンガン	1.0 mg/L以下	
全クロム	1.0 mg/L以下	
アンモニア性窒素	1.0 mg/L以下	
陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L以下	
ノルマルヘキサン抽出物質	0.01 mg/L以下	

表 4.2-33 (5) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

○地下水質

項 目	目 標 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

- 注) 1. 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。
 3. ダイオキシン類に係る目標値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○地盤沈下

目 標	対 象 地 域
地盤沈下を進行させないこと。	市内全域

表 4.2-33 (6) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

○土壌汚染

項目	目標値	対象 水域
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。	市内 全域
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機りん	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
ひ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。	

- 注) 1. 検液とは土壌（重量）の10倍の水（容量）で測定物質を検出させ、ろ過したものをいう。
 2. 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌を除く。
 3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 4. ダイオキシン類にあつては、環境目標が達成されている場合であつて、250pgTEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 4.2-33 (7) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

○環境騒音<道路に面しない地域>

地域の 類型	目 標 値		対 象 地 域
	昼間 午前7時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日の午前7時まで	
A	55dB以下	45dB以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55dB以下	45dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60dB以下	50dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

<道路に面する地域>

地 域 の 区 分	目 標 値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

目 標 値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
70dB以下	65dB以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

上表の目標値を達成した幹線道路を担う道路に近接する空間については、順次道路に面する各々の地域の区分の目標値を達成するように努める。

- 注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道（市道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
 (2) (1)に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m
- 時間の区分については、当面環境基準に定める時間の区分のとおりとする。
 この時間の区分で目標値を達成した地域は、本市の地域特性や生活弱者への配慮から、より一層の静穏な時間を確保するため、昼間にあっては午前7時から午後9時までの間とし、夜間にあっては午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分で目標値を達成するように努める。

- 注) 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
 2. この目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表 4.2-33 (8) 吹田市第 2 次環境基本計画に定める目標値

○航空機騒音地域の類型

地域の類型	目標値	対象地域
I	57dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
II	62dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

○新幹線鉄道騒音地域の類型

地域の類型	目標値	対象地域
I	70dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 「地形類型のあてはめをする地域」とは新幹線鉄道の軌道中心線から 300m 以内の地域をいう。

○鉄軌道騒音（新幹線鉄道騒音を除く）目標値

目標値	対象地域
80dB 以下	鉄軌道騒音の影響を受ける住居等の存する地域

- 注) 1. この目標は暫定目標値とする。
 2. 測定評価の方法は新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）に定めるところによる。

○建設作業騒音目標値

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

○振動目標値

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

○低周波空気振動目標値

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

(エ) 第2次みどりの基本計画

吹田市では、平成6年6月の都市緑地法の改正に伴い、市の快適な生活環境に欠かすことのできない“みどり”の将来の総合的なあり方を定めるものとして、平成9年3月に「みどりの基本計画」を策定し、同基本計画を着実に実行していくための総合的で具体的な行動指針を示すものとして、平成10年3月に「豊かなみどりの創出に関するマニュアル」を策定している。平成23年3月にはこれらを見直して「第2次みどりの基本計画」とし、平成28年8月に改定している。

なお、「第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める基本方針は、表4.2-34に示すとおりである。

表4.2-34 第2次みどりの基本計画の基本方針

基本方針	
基本方針1 みどりを継承する	<p>今ある民有地のみどりを次世代へ継承する 集合住宅や戸建住宅で生まれ、定着してきたみどり、丘陵・斜面のみどり、農地・ため池など、今ある民有地のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。</p> <p>今ある公共のみどりを次世代へ継承する 吹田市のシンボルである万博記念公園や千里緑地などの大規模な公園・緑地、日常的に利用される身近な公園・緑地、道路のみどり、河川・水路など、今ある公共のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。</p>
基本方針2 みどりを生み出す	<p>地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す 商業地・業務地のような密集した市街地や住宅地など、それぞれの地域の特性を踏まえ、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースや道路残地の活用、住宅地における生垣緑化など、スペースの有効活用やみどりを多く体感できるような創意工夫により、地域に応じたみどりを生み出していきます。</p> <p>地域に応じたみどりの拠点をつくる 地域の特性を踏まえ、まとまったみどりが乏しい地域には、公園・緑地を整備するなど、地域に応じたみどりの拠点を確保していきます。</p>
基本方針3 みどりを活かす	<p>生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める 今ある大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大規模な河川などのまとまったみどり、そして、中小河川、道路のみどりなどのつながりのあるみどりを活かし、人がいつでも、どこでも、みどりとふれあえるまち、多様な生き物が息息・生育できるまちを目指してみどりのネットワークの形成を進めていきます。</p> <p>今ある公園・緑地を充実する 今あるみどりのストックを十分に活かすために、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化などによる再整備に取り組み、公園・緑地を充実していきます。</p> <p>人と地域を育む場としてみどりを活かす 身近なみどりの魅力を発見することができる市民観光の推進、人のつながりや自然の大切さを学ぶことができる環境教育・学習の推進、楽しく参加できるイベントを通じて緑化意識を向上することができる啓発イベントの開催のほか、福祉、子育て、にぎわい、コミュニティなどの活性化に向けた仕組みづくりを検討しながら、人と地域を育む場として、みどりが持つ多様な効果を有機的に活かしていきます。</p>
基本方針4 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める	<p>市民参加・協働を支える仕組みをつくる 効率的かつ効果的なみどりの保全、整備、維持管理を行っていくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>市民参加・協働による取組を進める みどりの質・量を充実していくために、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担う、市民参加・協働の取組を進めていきます。</p>

出典：「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」（吹田市、平成28年）

(オ) 吹田市景観まちづくり計画

吹田市では、潤いがあり、地域の特色ある景観づくりを総合的・計画的に推進するために、平成 5 年に「吹田市都市景観形成基本計画」を策定した。その後、平成 16 年に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき「吹田市都市景観形成基本計画」の見直しを行い、平成 19 年 3 月に「吹田市景観まちづくり計画」を策定した。さらに、「景観法」の規定による必要な事項について、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」を平成 21 年 4 月に策定している。

「吹田市景観まちづくり計画」では、都市（まち）の個性を大切にしながら、市民・事業者・専門家等及び行政が力を合わせて、潤いや親しみがあり、住んでいることの実感が感じられる本市の景観をまもり、つくり、はぐくんでいくため、以下の 3 つの基本目標を設定している。

- A.地勢を活かした、潤いのある景観をまもり、はぐくむ
- B.すべての人が快適に暮らせる「生きる景観」をまもり、はぐくむ
- C.調和とめりはりのある景観をつくり、はぐくむ

また、地域別景観まちづくり計画として、市域を 6 地域に分類し、地域別の目標と方針を設定している。事業計画地が位置する「山田・千里丘地域」の目標は、以下のように設定されている。

- ・歴史のたたずまいと新しいまちなみが調和した住宅地景観をはぐくむ。
- ・丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくむ。

(2) 自然条件

ア 気象

吹田市は内陸部に位置するが、瀬戸内海式気候に属し大阪湾からの海風の影響を受け、比較的温暖な気候となっている。

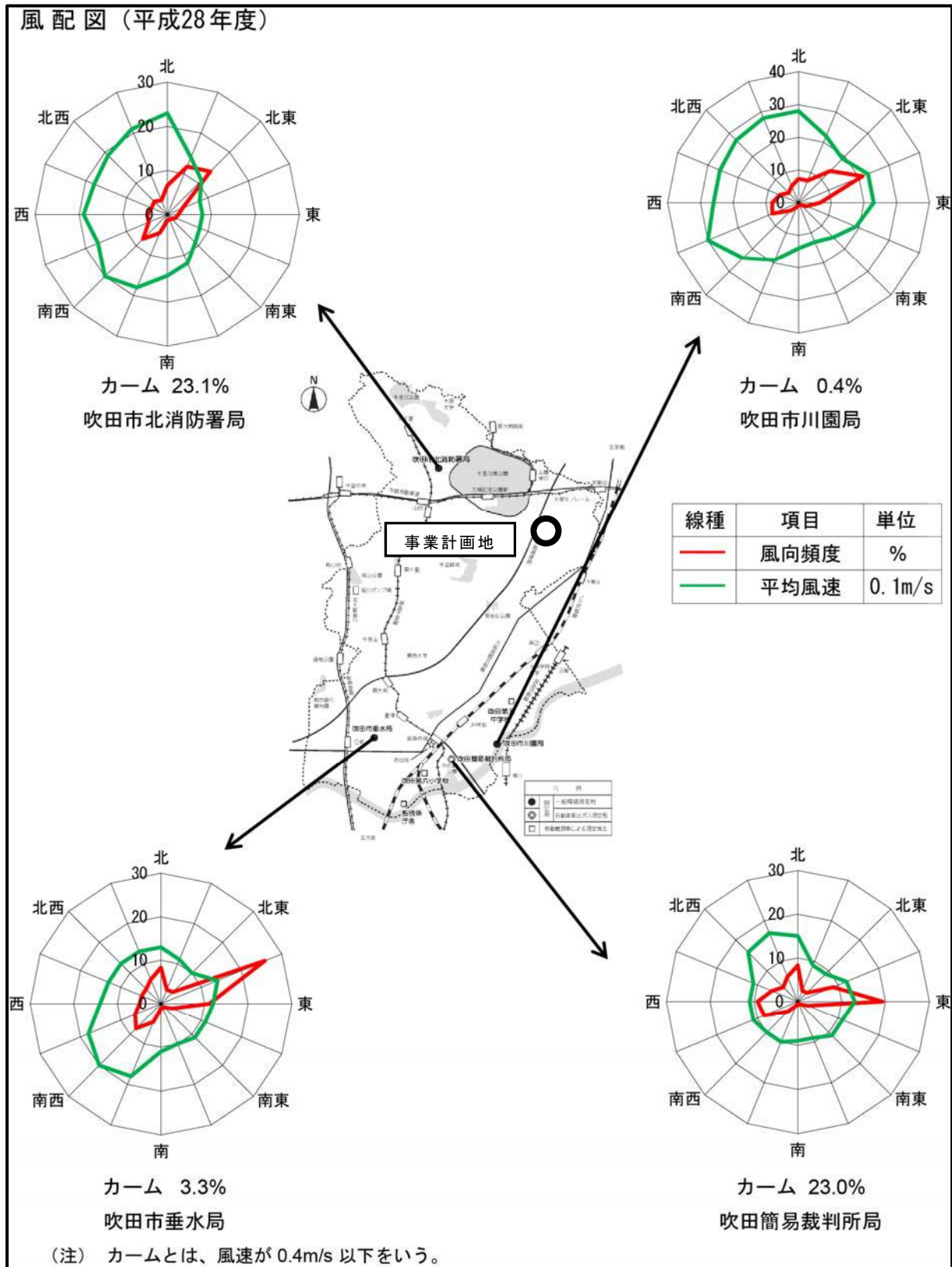
吹田市西消防署（垂水町3丁目25番16号）において観測された平成29年の気象の状況は、表4.2-35に示すとおりである。年平均気温は16.7℃、平均湿度は62.6%、平均風速は1.9m/s、年間降水量は1117.5mmとなっている。

また、吹田市内の各所における風配図の状況は、図4.2-5に示すとおりである。

表 4.2-35 事業計画地周辺における気象の状況（吹田市西消防署）

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
区分														
気温(℃)	平均	5.8	6.0	9.0	15.6	21.2	22.9	28.9	29.4	24.4	18.4	12.4	6.7	16.7
	最高	14.2	16.2	18.6	25.5	30.1	34.1	36.6	39.2	33.9	29.6	23.2	15.1	39.2
	最低	-1.9	-0.3	1.0	5.0	11.5	15.0	22.8	22.7	16.4	9.0	4.1	0.9	-1.9
平均湿度 (%)		64.1	62.5	55.2	58.4	54.8	58.6	69.9	64.3	63.5	74.7	64.5	60.7	62.6
平均風速 (m/s)		1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	1.9	2.1	2.3	1.9	2.0	1.4	1.8	1.9
降水量 (mm)		32.0	38.5	41.0	97.0	62.5	157.0	68.0	106.5	123.5	327.5	39.0	25.0	1,117.5

出典：「吹田市統計書 平成29年版」(吹田市、平成30年)

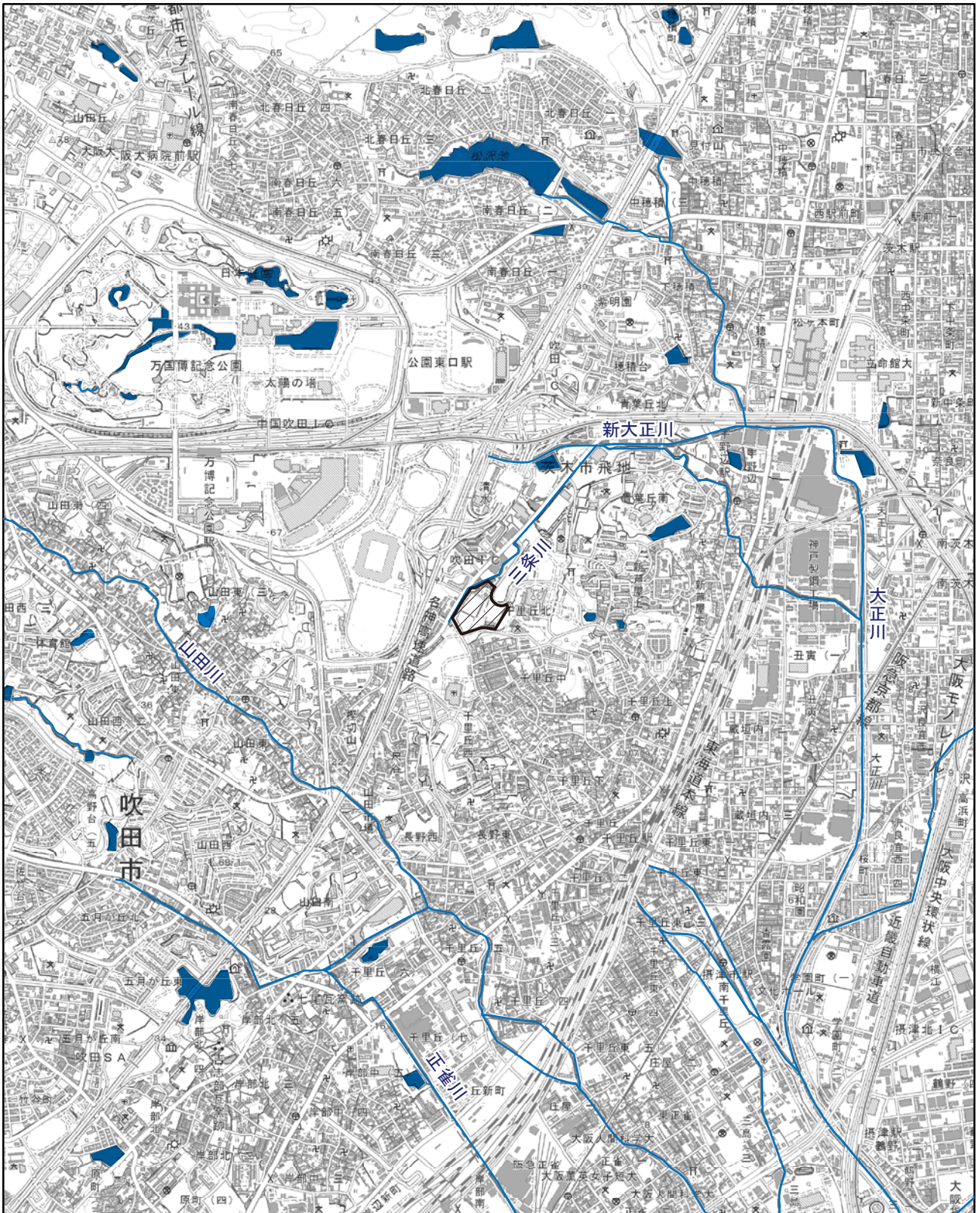


出典：「すいたの環境 平成29年版」（吹田市、平成29年）


図 4.2-5 吹田市内における風配図

イ 水象

事業計画地周辺における河川等の分布状況は図 4.2-6 に示すとおりである。事業計画地西側を南西から北東へ三条川が流れている。また、事業計画地の周辺には、ため池が点在している。



凡例

 事業計画地



Scale 1:25,000

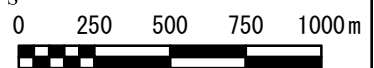


図4.2-6
事業計画地周辺における河川等の
状況

出典：「都市計画情報すいた」（吹田市ホームページ）
「国土数値情報ダウンロードサービス」（国土交通省GISホームページ）

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(吹田)を使用したものである。

ウ 地象

(ア) 地形

吹田市の地形は大きく丘陵地、台地、低地に分類される。丘陵地は千里丘陵と呼ばれ、吹田市中央部以北の広範囲に分布している。事業計画地は、千里丘陵の東端に位置し、計画地以東の地域は扇状地性低地もしくは三角州性低地となっている。また、一部に自然堤防・砂州・砂丘がみられる。

事業計画地周辺における地形の状況は図 4.2-7 に示すとおりである。

(イ) 地質

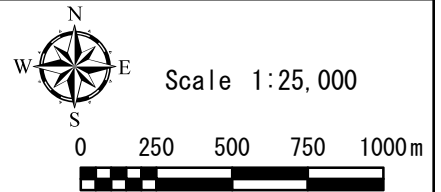
吹田市の地質は全体として、大阪層群が穏やかに東に向けて傾斜している。この地層は大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称であり、約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫・砂・粘土や火山灰からできている。事業計画地周辺の地質は、大阪層群の泥および砂、もしくは段丘層の礫（低位）で構成されている。

事業計画地周辺における表層地質の状況は図 4.2-8 に示すとおりである。



凡例

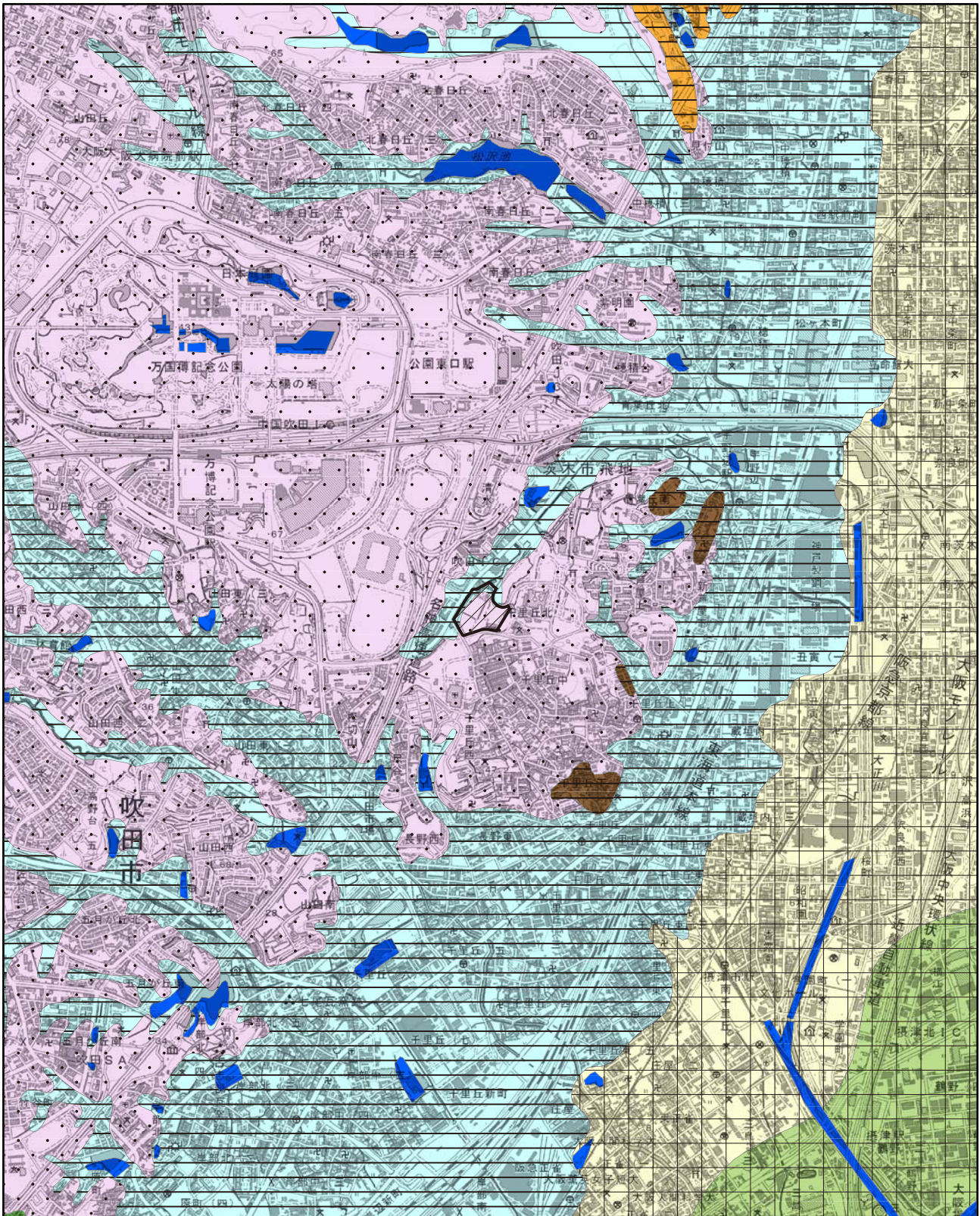
- 事業計画地
- 小起伏丘陵地
- 三角州性低地
- 扇状地性低地
- 自然堤防・砂州・砂丘



出典：「20万分の1土地分類基本調査（大阪）」
 （国土調査（土地分類基本調査・水基本調査等）ホームページ）

図4.2-7
 事業計画地周辺における
 地形の状況

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（吹田）を使用したものである。



凡例









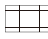
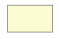

- | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|------|
|  | 事業計画地 |  | 礫(低位) |  | 大阪層群 |
|  | 泥 |  | 礫(中位) |  | 段丘層 |
|  | 泥および砂 |  | 礫(高位) |  | 沖積層 |
|  | 砂 |  | 原図水部分 | | |



図4.2-8
事業計画地周辺における
表層地質の状況

出典：「5万分の1土地分類基本調査（大阪東北部）」
（国土調査（土地分類基本調査・水基本調査等）ホームページ）

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（吹田）を使用したものである。

(3) 環境の概況

ア 大気汚染

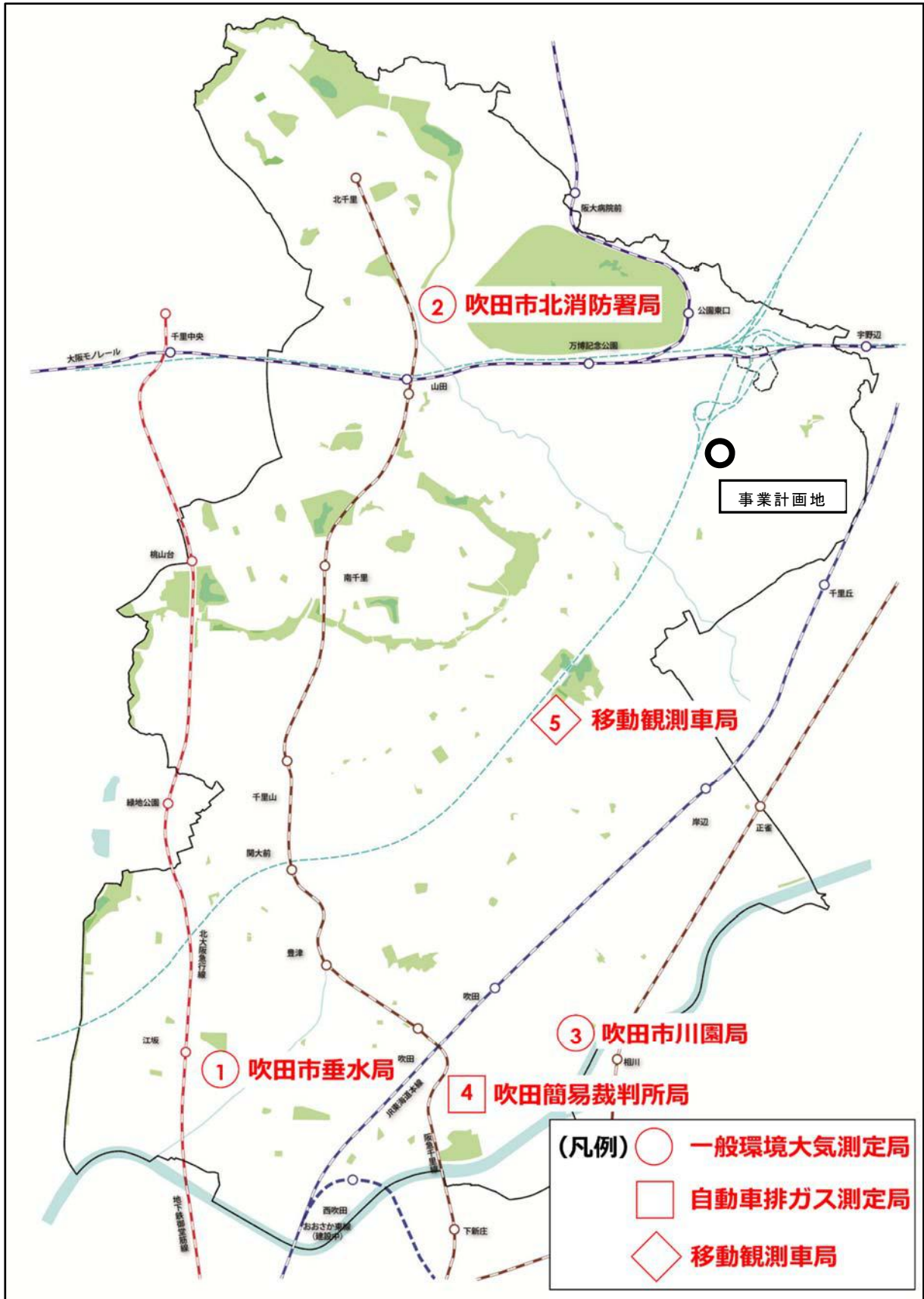
吹田市では、一般環境における大気汚染の現況を把握し、対策を推進するため、吹田市北消防署局、吹田市垂水局、吹田市川園局で常時監視を行っている。また、沿道環境については、幹線道路における自動車排出ガスの影響を把握するため、国道 479 号（大阪内環状線）沿道の吹田簡易裁判所局で常時監視を行っている。

さらに、市内各所で移動観測車による測定を行い、市が環境目標を定めているベンゼン等についても定期的に測定している。各測定局における測定項目は表 4.2-36 に、測定局の位置は図 4.2-9 に示すとおりである。

表 4.2-36 吹田市内における大気汚染監視状況

測定項目		吹田市 垂水局	吹田市 北消防署局	吹田市 川園局	吹田簡易 裁判所局
気象	風向・風速	○	○	○	○
	温度・湿度	○	○		
	日射量		○		
二酸化硫黄			○	○	○
窒素酸化物		○	○	○	○
浮遊粒子状物質		○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)			○		○
光化学オキシダント		○	○	○	
一酸化炭素					○
炭化水素 (非メタン、全炭化水素)			○		○
有害大気汚染物質			○		○
ダイオキシン類		○	○	○	○

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）



出典：「大気について」（吹田市ホームページ）

図 4.2-9 大気汚染測定局位置

(ア) 大気汚染常時測定局の測定結果

a 窒素酸化物

吹田市内の常時監視局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化及び平成 28 年度の年間測定結果は、表 4.2-37 及び表 4.2-38 に示すとおりである。

平成 24～28 年度の年平均値は 0.012～0.021ppm であり、一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局とも経年的にはほぼ横ばいながら緩やかな減少傾向を示している。

平成 28 年度の測定結果では、日平均値が 0.06ppm を超えた日数は全ての局で 0 日であり、また日平均値の年間 98% 値は 0.029～0.037ppm となっている。吹田市では独自に環境目標を設定しており（以下、吹田市の目標値）、二酸化窒素は国の環境基準よりも厳しい数値を設定している。全ての測定局で国の環境基準を達成しているが、吹田市の目標値については達成していない測定局がみられる。

表 4.2-37 二酸化窒素年平均値の経年変化（平成 24～28 年度）

単位：ppm

測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
吹田市垂水局	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015
吹田市北消防署局	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012
吹田市川園局	0.014	0.016	0.016	0.016	0.016
吹田簡易裁判所局	0.021	0.020	0.019	0.020	0.019

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

表 4.2-38 二酸化窒素測定結果（平成 28 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値の年間 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	日	ppm	日
吹田市垂水局	365	8,670	0.015	0.076	0	3	0.035	0
吹田市北消防署局	364	8,643	0.012	0.058	0	0	0.029	0
吹田市川園局	363	8,647	0.016	0.067	0	5	0.037	0
吹田簡易裁判所局	363	8,630	0.019	0.069	0	4	0.037	0

注) 「98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98% の範囲にあつて、かつ 0.06ppm を超えたものの日数である。

「1 時間値の最高値」は平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月の測定値である。

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

また、吹田市内の常時監視局における一酸化窒素及び窒素酸化物の平成28年度の年間測定結果は、表4.2-39に示すとおりである。一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値はそれぞれ0.003～0.014ppm、0.016～0.033ppmであり、窒素酸化物のうちの二酸化窒素の割合は58.0～82.9%となっている。

表 4.2-39 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果（平成28年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物(NO _x)		
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	年平均値 NO ₂ NO + NO ₂
			ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
吹田市垂水局	365	8,670	0.003	0.110	0.048	0.018	0.172	81.8
吹田市北消防署局	364	8,643	0.004	0.175	0.057	0.016	0.233	75.9
吹田市川園局	363	8,647	0.003	0.128	0.050	0.019	0.191	82.9
吹田簡易裁判所局	363	8,630	0.014	0.165	0.087	0.033	0.219	58.0

出典：「大気について」（吹田市ホームページ）

b 二酸化硫黄

吹田市内の常時監視局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化及び平成28年度の年間測定結果は、表4.2-40及び表4.2-41に示すとおりである。平成24～28年度の年平均値は0.002～0.005ppmであり、ほぼ横ばいもしくは緩やかな減少傾向を示している。

平成28年度の測定結果では、日平均値が0.04ppmを超えた日数は0日であり、1時間値が0.1ppmを超えた時間数も0時間となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また、日平均値の2%除外値は最高で0.008ppmであり、長期的評価でも環境基準を達成している。吹田市の目標値（環境基準と同値）と比較しても、全局で適合している。

表 4.2-40 二酸化硫黄年平均値の経年変化（平成24～28年度）

単位：ppm

測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
吹田市垂水局	0.004	0.004	0.004	0.003	—
吹田市北消防署局	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002
吹田市川園局	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
吹田簡易裁判所局	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004

出典：「大気について」（吹田市ホームページ）

表 4.2-41 二酸化硫黄測定結果（平成 28 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
	日	時間	ppm	時間	日	ppm	ppm		日
吹田市北消防署局	363	8,661	0.002	0	0	0.012	0.003	無	0
吹田市川園局	357	8,583	0.004	0	0	0.014	0.007	無	0
吹田簡易裁判所局	363	8,700	0.004	0	0	0.021	0.008	無	0

注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の 2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から 2%の範囲にあるものを除外した日平均値の最高値）が 0.04ppm を超えず、かつ年間を通じて日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しない場合、満足しているとする。

出典：「大気について」（吹田市ホームページ）

c 浮遊粒子状物質

吹田市内の常時監視局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化及び平成 28 年度の年間測定結果は、表 4.2-42 及び表 4.2-43 に示すとおりである。平成 24～28 年度の年平均値は 0.013～0.021mg/m³ であり、一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局とも増減を繰り返しながら横ばい傾向で推移している。

平成 28 年度の測定結果では、1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数は 0 時間、日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日数は 0 日となっており、短期評価で環境基準を達成している。また、日平均値の 2%除外値の最高値は 0.034mg/m³、日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続した日は 0 日であり、長期的評価でも環境基準を達成している。吹田市の目標値（環境基準と同値）と比較しても、全局で適合している。

表 4.2-42 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化（平成 24～28 年度）

単位：mg/m³

測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
吹田市垂水局	0.015	0.015	0.014	0.019	0.017
吹田市北消防署局	0.018	0.015	0.014	0.017	0.015
吹田市川園局	0.013	0.014	0.014	0.019	0.018
吹田簡易裁判所局	0.016	0.018	0.021	0.020	0.017

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

表 4.2-43 浮遊粒子状物質測定結果（平成 28 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	1 時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が 2 日以上 連続したこと の有無	環境基準の長期 的評価による 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	ppm	時間	日	ppm	ppm		日
吹田市垂水局	363	8,703	0.017	0	0	0.098	0.034	無	0
吹田市北消防署局	363	8,697	0.015	0	0	0.095	0.031	無	0
吹田市川園局	362	8,674	0.018	0	0	0.090	0.033	無	0
吹田簡易裁判所局	363	8,704	0.017	0	0	0.098	0.034	無	0

注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の 2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から 2%の範囲にあるものを除外した日平均値の最高値）が 0.10mg/m³を超えず、かつ年間を通じて日平均値が 0.10mg/m³を超える日が 2 日以上連続しない場合、満足しているとする。

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

d 一酸化炭素

主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局で測定を行っている。一酸化炭素の年平均値の経年変化及び平成 28 年度の測定結果は、表 4.2-44 及び表 4.2-45 に示すとおりである。

平成 24～28 年度の年平均値は 0.3～0.6ppm であり、やや減少傾向を示している。

平成 28 年度の測定結果では、日平均値が 10ppm を超えた日数は 0 日であり、8 時間値が 20ppm を超えた回数も 0 回となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また日平均値の 2%除外値は 0.7ppm であり、長期的評価でも環境基準を達成している。また、吹田市の目標値（環境基準と同値）にも適合している。

表 4.2-44 一酸化炭素年平均値の経年変化（平成 24～28 年度）

単位：ppm

測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
吹田簡易裁判所局	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

表 4.2-45 一酸化炭素測定結果（平成 28 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8 時間値が 20ppm を 超えた 回数	日平均値 が 10ppm を超えた 日数	1 時間値 の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppm を 超えた日 が 2 日以上 連続したこと の有無	目標値の長期 的評価による 日平均値が 10ppm を 超えた日数
	日	時間	ppm	回	日	ppm	ppm		日
吹田簡易裁判所局	363	8,649	0.3	0	0	1.9	0.7	無	0

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

e 光化学オキシダント

(a) 光化学オキシダント

吹田市内の常時監視局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化及び平成 28 年度の年間測定結果は、表 4.2-46 及び表 4.2-47 に示すとおりである。平成 24～28 年度の年平均値は 0.031～0.036ppm であり、緩やかな上昇傾向を示している。

平成 28 年度の測定結果では、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が吹田市垂水局で 490 時間、吹田市北消防署局で 461 時間、吹田市川園局で 443 時間であり、環境基準を達成していない。また、吹田市の目標値（光化学オキシダントの目標値を非メタン炭化水素の指針値と併せて評価する）と比較しても全局で適合していない。なお、「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）によると、平成 28 年度は光化学スモッグ予報（0.08ppm 以上）が 2 件、注意報（0.12ppm 以上）が 2 件発令されている。

表 4.2-46 光化学オキシダント年平均値の経年変化（平成 24～28 年度）

単位：ppm

測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
吹田市垂水局	0.032	0.033	0.033	0.034	0.035
吹田市北消防署局	0.036	0.034	0.034	0.036	0.035
吹田市川園局	0.031	0.031	0.034	0.034	0.034

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

表 4.2-47 光化学オキシダント測定結果（平成 28 年度）

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間 1 時間値の最高値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm
吹田市垂水局	364	5,407	0.035	95	490	1	1	0.123
吹田市北消防署局	365	5,422	0.035	89	461	1	1	0.120
吹田市川園局	365	5,412	0.034	85	443	0	0	0.115

注) 1. 環境基準との比較は、昼間のデータをもって行い、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超える時間数が 0 である場合、満足しているとする。

2. 昼間とは、午前 5 時から午後 8 時までであり、昼間の 1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることとなる。

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

(b) 非メタン炭化水素

吹田市内の常時監視局における午前 6～9 時の非メタン炭化水素濃度の年平均値の経年変化及び平成 28 年度の年間測定結果は、表 4.2-48 及び表 4.2-49 に示すとおりである。

平成 24～28 年度の年平均値は 0.11～0.33ppmC であり、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局の方が高く推移している。

平成 28 年度の測定結果では、午前 6～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を越えた日数が、吹田市北消防署局で 3 日、吹田簡易裁判所局で 53 日となっており、吹田市の目標値と比較すると全局で適合していない。

表 4.2-48 非メタン炭化水素年平均値（午前 6～9 時）の経年変化（平成 24～28 年度）

単位：ppmC

測定局	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
吹田市北消防署局	0.13	0.12	0.12	0.11	0.11
吹田簡易裁判所局	0.33	0.27	0.28	0.25	0.18

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

表 4.2-49 非メタン炭化水素測定結果（平成 28 年度）

測定局	測定時間	年平均値	6～9 時における年平均値	6～9 時測定日数	6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を越えた日数とその割合		6～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を越えた日数とその割合	
	時間	ppmC	ppmC	日	日	%	日	%
吹田市北消防署局	8,543	0.11	0.11	362	21	5.8	3	0.8
吹田簡易裁判所局	5,630	0.18	0.23	238	138	58.0	53	22.3

注) 指針値：非メタン炭化水素濃度の午前 6 時～9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC～0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。ただし、3 時間のうち 1 時間でも欠測があると、評価の対象としない。

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

f 有害大気汚染物質

「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）によると、平成 29 年度は吹田市北消防署局と吹田簡易裁判所局において、有害大気汚染物質の 19 物質の測定が行われている。このうち、吹田市の目標値が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全局で目標値に適合している。

g ダイオキシン類

「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）によると、吹田市内の吹田市北消防署局、吹田市垂水局、吹田市川園局及び吹田簡易裁判所局において大気中のダイオキシン類の測定が行われており、全局で環境基準に適合している。

(イ) 発生源の状況

「すいたの環境 平成 29 年版」(吹田市、平成 29 年)によると、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、ばい煙等の発生施設の様子は表 4.2-50 及び表 4.2-51 に示すとおりである。

表 4.2-50 大気汚染防止法に基づく工場・事業場数及び施設数

	ばい煙	一般粉じん	特定粉じん	揮発性 有機化合物	工場・事業場 実数
工場数	15(75)	1(2)	0(0)	0(0)	16
事業場数	112(363)	2(2)	0(0)	1(3)	114
計	127(438)	3(4)	0(0)	1(3)	130

注) () 内は施設数

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」(吹田市、平成 29 年)

表 4.2-51 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場数及び施設数

	ばいじん	有害物質	揮発性有機 化合物	一般 粉じん	特定 粉じん	工場・事業 場実数
工場数	2(9)	5(19)	6(85)	10(46)	0(0)	14
事業場数	1(1)	6(10)	31(101)	0(0)	0(0)	37
計	3(10)	11(29)	37(186)	10(46)	0(0)	51

注) () 内は施設数

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」(吹田市、平成 29 年)

(ウ) 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4.2-52 に示すとおりであり、平成 27 年度は苦情受付件数が 27 件、処理件数が 25 件となっている。

表 4.2-52 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

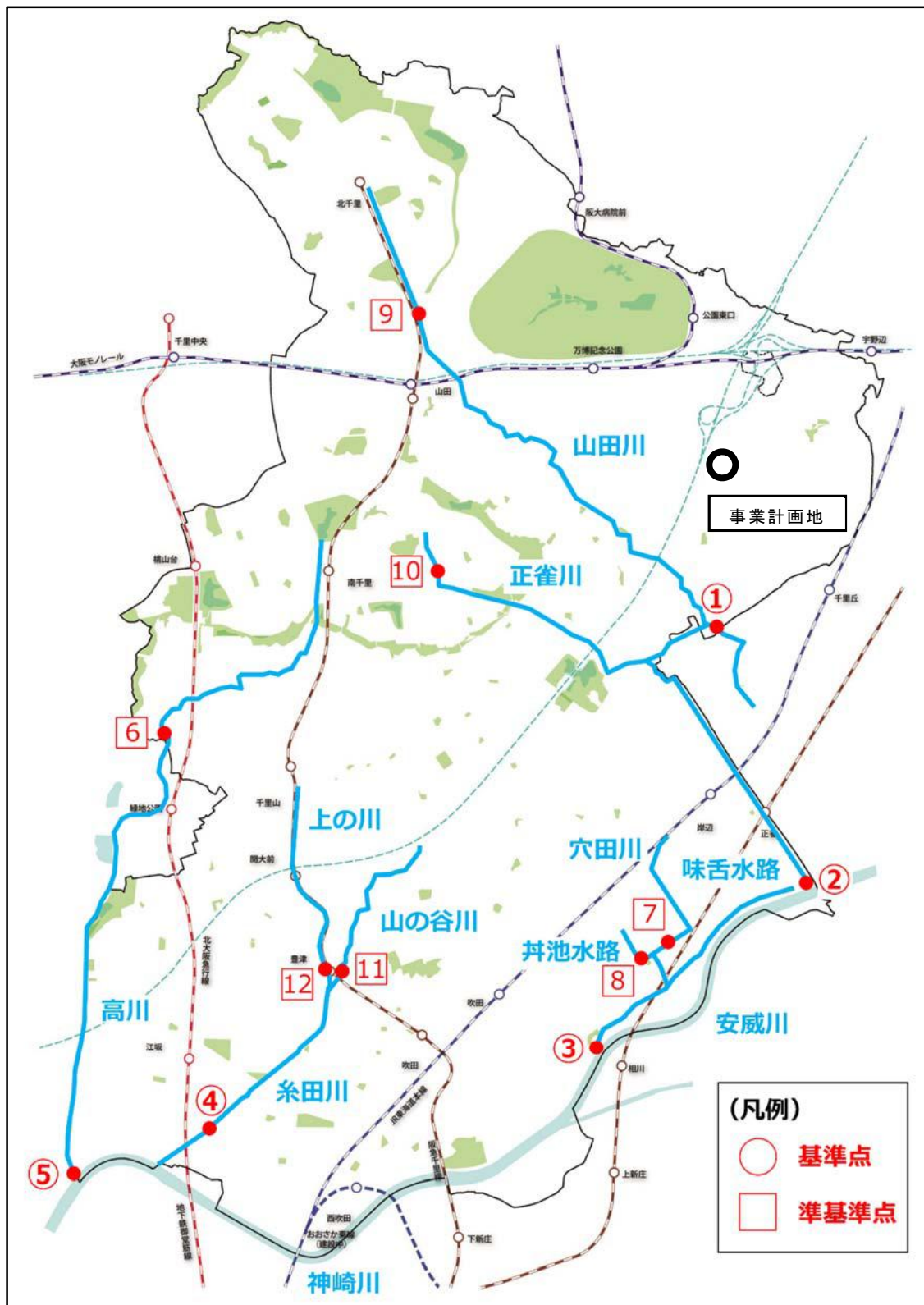
年度	苦情受付件数	処理件数
平成 24 年度	20	17
平成 25 年度	53	42
平成 26 年度	68	64
平成 27 年度	58	51
平成 28 年度	27	25

注) 前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」(吹田市、平成 30 年)

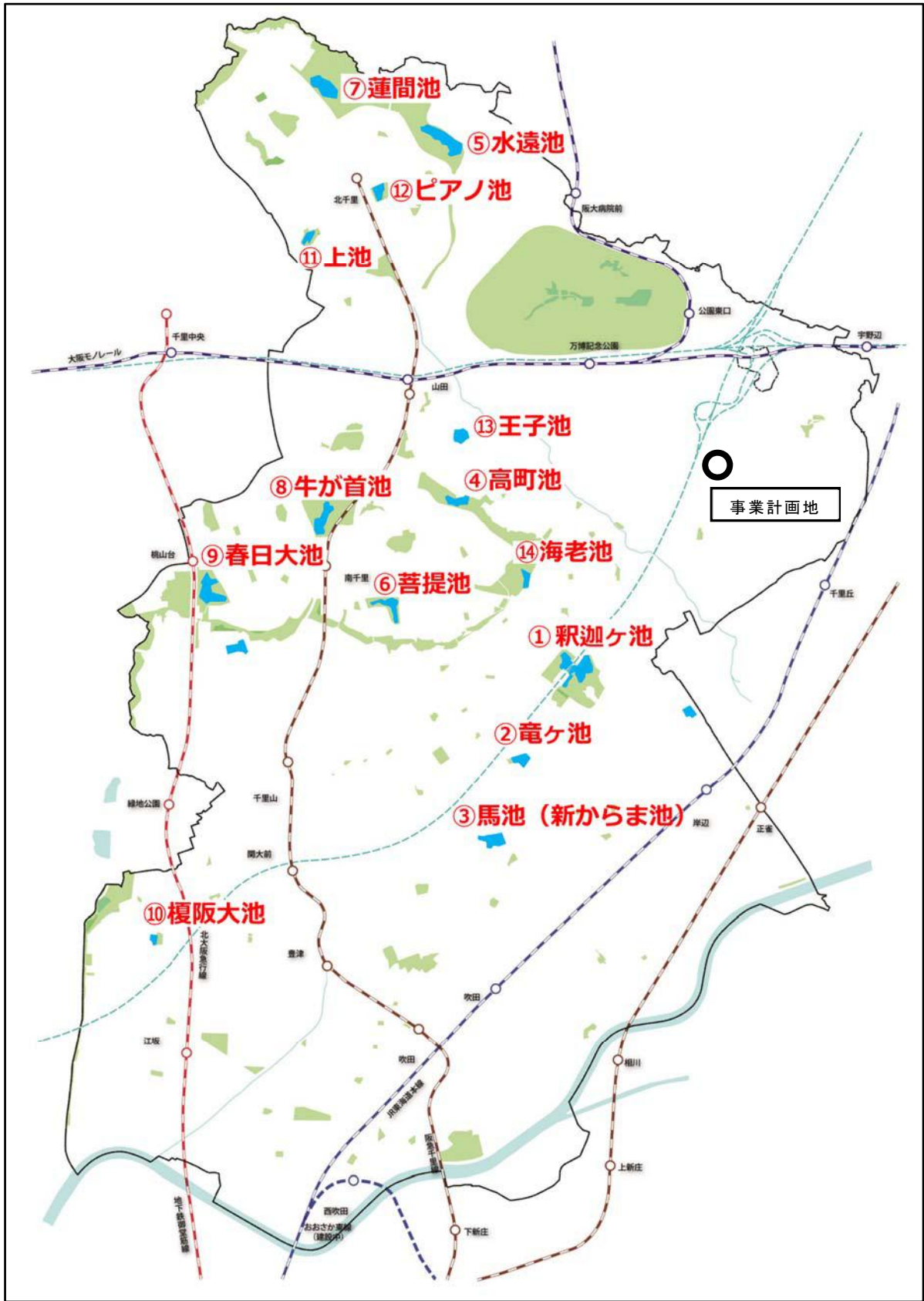
イ 水質汚濁

吹田市では、市内の河川、水路及びため池の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査が行われている。調査地点の位置は図 4.2-10 (1) 及び (2) に示すとおりである。



出典：「河川・水路の水質について」（吹田市ホームページ）

図 4.2-10 (1) 河川・水路の水質調査地点



出典：「ため池の水質について」（吹田市ホームページ）

図 4.2-10 (2) ため池の水質調査地点

(ア) 公共用水域の測定結果

a 人の健康に係る項目

人の健康項目については、河川・水路の基準点 5 地点で測定が行われている。「すいたの環境 平成 29 年版」(吹田市、平成 29 年)によると、全ての調査地点において吹田市の環境目標を達成している。

b 生活環境に係る項目

生活環境項目については、河川・水路の基準点及び準基準点で測定が行われている。環境目標の達成率の推移は、表 4.2-53 に示すとおりである。平成 28 年度の達成状況は、浮遊物質と溶存酸素量の達成率は 100%であるが、水素イオン濃度は 35.4%、生物化学的酸素要求量は 91.7%となっている。

表 4.2-53 河川・水路における環境目標達成率の推移

単位：%

項目年度	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	測定地点数
平成 24 年度	44.0	92.0	100	100	13
平成 25 年度	30.0	98.0	100	100	13
平成 26 年度	14.0	96.0	100	100	13
平成 27 年度	14.6	97.9	100	100	12
平成 28 年度	35.4	91.7	100	100	12

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」(吹田市、平成 29 年)

c 特殊項目

吹田市環境基本計画では、安威川及び神崎川において環境目標を達成することとしており、その他の河川については環境目標を設定していない。吹田市内の河川・水路では、基準点 5 地点で調査が行われており、その結果は表 4.2-54 に示すとおりである。

表 4.2-54 基準点 5 地点における特殊項目の測定結果

単位：mg/L

地点名項目	山田川 (市域境界)	正雀川 (流末)	味舌水路 (流末)	糸田川 (流末)	高川 (流末)
ノルマルヘキサン抽出物質	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類	<0.005	<0.005	0.008	<0.005	0.008
銅	0.005	<0.005	<0.005	0.010	<0.005
溶解性鉄	0.11	<0.08	<0.08	<0.08	0.08
溶解性マンガン	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01
全クロム	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
陰イオン界面活性剤	0.12	0.09	0.10	0.10	0.10
アンモニア性窒素	0.05	0.07	0.80	0.06	0.06
硝酸性窒素	0.38	9.2	1.1	1.5	0.24
亜硝酸性窒素	<0.04	<0.04	0.04	0.12	<0.04
りん酸性りん	0.012	0.43	0.071	0.041	0.059

注) 測定結果は年間平均値である。

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」(吹田市、平成 29 年)

(イ) ため池の現況

a 人の健康に係る項目

人の健康項目については、「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）によると、全てのため池（14 か所）で吹田市の環境目標を達成している。

b 生活環境に係る項目

ため池における環境目標の達成率の推移は表 4.2-55 に示すとおりである。平成 28 年度の達成状況は、水素イオン濃度が 76.8%、化学的酸素要求量が 73.2%、浮遊物質と溶存酸素量が 96.4%、全窒素と全りんが 92.9%となっている。

表 4.2-55 ため池における環境目標達成率の推移

単位：%

項目年度	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	全窒素	全りん
平成 24 年度	60.4	45.8	97.9	95.8	83.3	91.7
平成 25 年度	72.6	48.4	93.5	98.4	87.5	93.8
平成 26 年度	75.0	67.6	98.5	92.6	94.1	94.1
平成 27 年度	69.5	67.8	96.6	96.6	93.3	93.3
平成 28 年度	76.8	73.2	96.4	96.4	92.9	92.9

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

(ウ) 地下水の現況

平成 28 年度は、概況調査が市内の 10 か所で、過去に汚染があった地下水の調査（継続的な水質監視調査）が 10 か所で実施されている。概況調査は 9 か所で、継続的な水質監視調査では 6 か所で、環境目標を達成している。

(エ) 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定（届出）工場・事業場数は表 4.2-56 に示すとおりである。

表 4.2-56 特定（届出）工場・事業場数

業種		瀬戸内海 環境保全 特別措置法	水質汚濁 防止法	大阪府生活 環境の保全 等に関する 条例	計	規制対象 工場・事 業場数
製 造 業	食料品製造業	3	1	1	5	3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1			1	1
	化学工業		3	1	4	4
	皮革業		1		1	
	非鉄金属製造業		1(1)		1	
	金属製造業		1		1	1
	製造業一般		1			1
	小計	4	8(1)	2	14	10
そ の 他	洗たく業		13(7)		13	8
	自動式車両洗浄施設		25(22)		25	
	旅館業	1(1)	2(2)		3	
	試験・研究機関		16(8)		16	14
	し尿処理施設	1(1)			1	1
	下水道終末処理施設		2		2	2
	病院		6(4)		6	6
	その他	1	8(5)		9	8
小計	3(2)	72(48)		75	39	
指定地域特定施設			2(1)		2	
合計		7(2)	82(50)	2	91	49

注) 1. 指定地域特定施設とは処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽をいう。

2. () は分流式下水道接続事業所数で内数。

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

(オ) 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4.2-57 に示すとおりであり、平成 28 年度は苦情受付件数が 4 件、処理件数が 3 件となっている。

表 4.2-57 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成 24 年度	3	3
平成 25 年度	8	7
平成 26 年度	3	2
平成 27 年度	4	2
平成 28 年度	4	3

注) 前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」（吹田市、平成 30 年）

ウ 騒音

(ア) 環境騒音

吹田市では、一般環境騒音の現況を把握するため、用途地域の面積比により調査地点数を算出し、市内 50 地点を、毎年 3 分の 1 ずつ調査を実施している。平成 28 年度の調査結果に対する吹田市の環境目標値との適合状況は、表 4.2-58 に示すとおりである。

地域の類型別にみると、A 地域では夜間の適合率が高く、B 地域は昼間と夜間の適合率が同程度、C 地域では夜間の適合率が低くなっている。また、全域では 1 日の適合率が 90%に達している。

表 4.2-58 地域類型別環境目標適合状況（平成 28 年度）

地域の類型	用途地域	調査地点数	適合していた調査地点数					
			昼間 6:00～ 22:00	適合率 (%)	夜間 22:00～ 6:00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第 1 種低層住居専用地域	7	7	100	7	100	7	100
	第 1・2 種中高層住居専用地域	25	22	88	23	92	22	88
	小 計	32	29	91	30	94	29	91
B	第 1 種住居地域	10	9	90	9	90	9	90
	第 2 種住居地域	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	11	10	91	10	91	10	91
C	近隣商業地域	2	2	100	2	100	2	100
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	2	67	2	67
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	7	7	100	6	86	6	86
合 計		50	46	92	46	92	45	90

注) 平成 20 年度から調査方法を見直し、5 年間で 2 回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度未調査分は前年度までのデータを用いている。

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

(イ) 道路交通騒音

吹田市では、道路交通騒音の現況を把握するため、名神高速道路、国道 423 号（新御堂筋）、中国縦貫自動車道、府道大阪中央環状線、近畿自動車道の幹線道路 18 路線 30 地点を 3 か年かけて測定している。平成 26 年度から平成 28 年度における吹田市の環境目標値の適合状況は表 4.2-59 に示すとおりである。

表 4.2-59 時間帯別の環境目標値適合状況（幹線道路の特例を適用する路線）

道路の種類	調査路線数	調査地点数	適合していた調査地点数		
			昼間 6:00～ 22:00	夜間 22:00～ 6:00	一日
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国縦貫自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	1	0	0
国道	2	8	7	5	5
府道	12	14	14	14	14
市道	1	1	1	1	1
計	18	30	29	26	26

注) 幹線道路の特例を適用した場合の環境目標（昼間 70dB、夜間 65dB）の達成状況
出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

(ウ) 発生源の状況

吹田市における「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、騒音規制法対象が 232 か所、府条例対象が 252 か所となっている。

(エ) 公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4.2-60 に示すとおりであり、平成 28 年度は苦情受付件数が 107 件、処理件数が 58 件となっている。

表 4.2-60 騒音に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成 24 年度	73	67
平成 25 年度	104	71
平成 26 年度	83	49
平成 27 年度	94	50
平成 28 年度	107	58

注) 前年度からの繰越件数を含む。
出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」（吹田市、平成 30 年）

エ 振動

(ア) 発生源の状況

吹田市における「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、振動規制法対象が 88 か所、府条例対象が 14 か所となっている。

(イ) 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4.2-61 に示すとおりであり、平成 28 年度は苦情受付件数が 14 件、処理件数が 6 件となっている。

表 4.2-61 振動に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成 24 年度	14	9
平成 25 年度	23	11
平成 26 年度	10	5
平成 27 年度	9	3
平成 28 年度	14	6

注) 前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」（吹田市、平成 30 年）

オ 悪臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4.2-62 に示すとおりであり、平成 28 年度は苦情受付件数が 13 件、処理件数が 8 件となっている。

表 4.2-62 悪臭に係る公害苦情件数の推移

年 度	苦情受付件数	処理件数
平成 24 年度	27	22
平成 25 年度	18	13
平成 26 年度	13	10
平成 27 年度	7	2
平成 28 年度	13	8

注) 処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成 29 年版」（吹田市、平成 30 年）

カ 地盤沈下

大阪府では、地盤沈下の状況を把握するために水準測量を実施している。吹田市内に設定された水準点における平成 19 年から平成 24 年の状況は表 4.2-63 に示すとおりである。

表 4.2-63 水準測量結果

単位：m

測定地点 (水準点)	観測データ		
	平成 19 年	平成 21 年	平成 24 年
岸部中 3 丁目	12.5376	12.5352	12.5359
泉町 1 丁目	3.9183	3.9146	3.9111
岸部中 1-15-1	13.6831	13.6843	13.6837
高浜町	5.8238	5.8208	5.8212
千里丘上	17.9421	17.9415	17.9466

出典：「大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ」

キ 日照障害、電波障害

吹田市では、高さ 10 メートルを超える中高層建築物については、日照障害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要綱」により、建築主に対し、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともにできる限りその軽減に努めるよう指導している。

中高層建築物建築に係る事前協議件数の推移は、表 4.2-64 に示すとおりである。

表 4.2-64 中高層建築物の建築に係る事前協議件数

単位：件

年度 種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
共同住宅	46	28	30	38	33
事務所ビル	2	3	2	2	2
戸建住宅	1	1	0	0	1
その他	6	13	12	12	12

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

ク 動植物

(ア) 動物

吹田市では、平成 22 年度から 2 年かけて市内の自然環境の現況を調査し、平成 24 年 3 月に「すいたの自然 2011」をとりまとめている。事業計画地及びその周辺は、「区域別調査」の「千里丘区域」に含まれている。

「すいたの自然 2011」によると、事業計画地及びその周辺において、哺乳類はアブラコウモリ 1 種が確認されている。文献で観察記録のある重要種のキツネ(大阪府レッドデータブック：絶滅危惧 I 類)は、確認されていない。

鳥類は計 33 種が確認されており、カモ類やカラス類、スズメ目の小鳥など、主に都市や公園緑地に生息する種が確認されている。鳥類の重要種は、確認されていない。

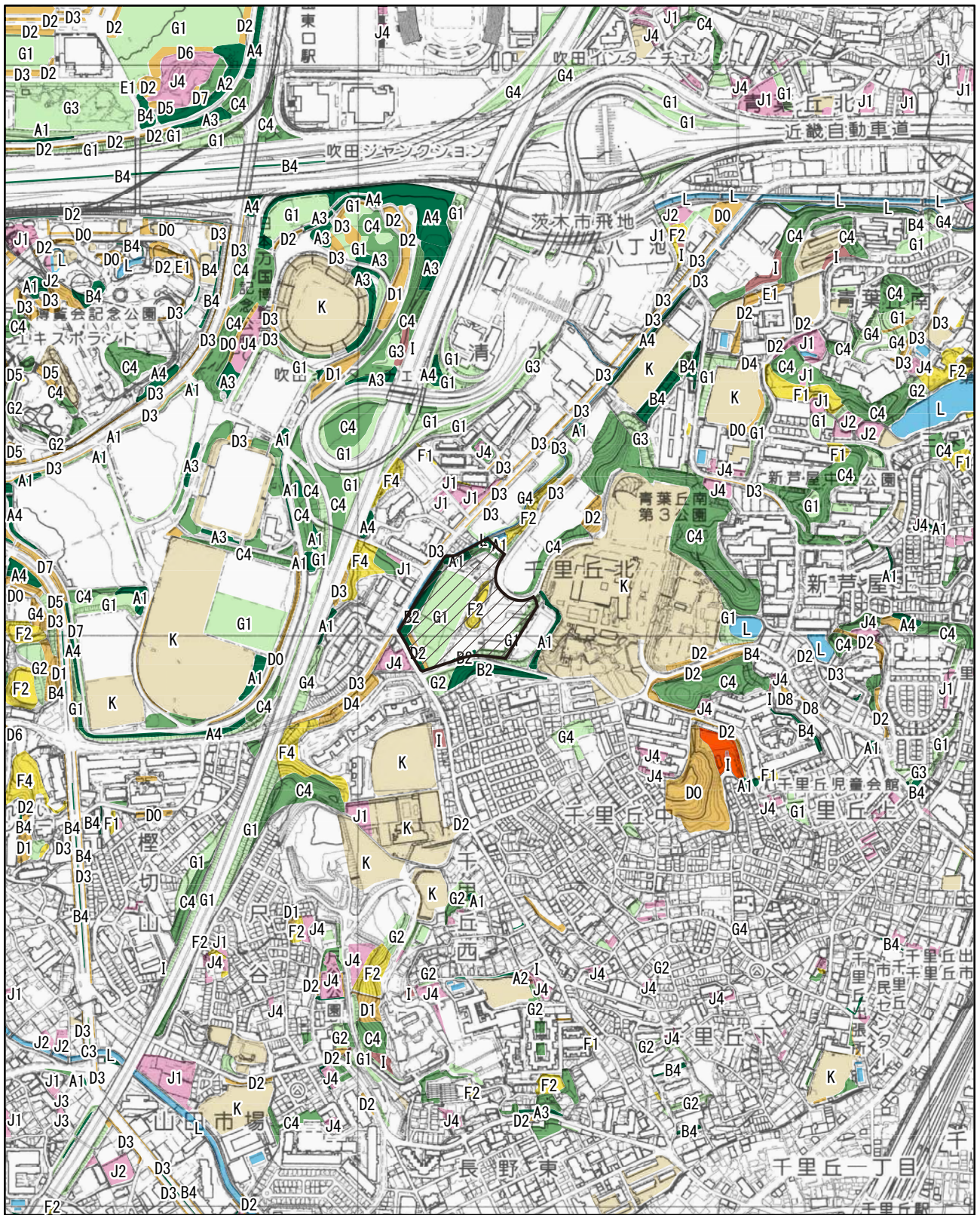
両生類・は虫類については、両生類 4 種、は虫類 6 種が確認されており、重要種は、両生類のトノサマガエル(大阪府レッドデータブック：準絶滅危惧種) 1 種である。

昆虫類は 138 種が確認されており、このうち重要種はウチワヤンマ、ハッカハムシ(大阪府レッドデータブック：準絶滅危惧種) 等である。

(イ) 植物

事業計画地及びその周辺の現存植生は、図 4.2-11 に示すとおりである。「すいたの自然 2011」によると、植物は 340 種が確認されており、事業計画地の東側にある新芦谷中央公園と千里丘稻荷神社では、コナラ・アベマキ林にアカマツ林やコナラ林の構成種が残っている。

なお、環境省「自然環境調査 Web-GIS」(環境省自然環境局ホームページ)によると、事業計画地の周辺地域には、「巨樹・巨木林」や「特定植物群落」は分布していない。



凡例



事業計画地

- A1クスノキ林 A2シイ林 A3アラカシ林 A4その他の常緑広葉樹林
- B1クロマツ林 B2アカマツ林 B3スギ・ヒノキ林 B4その他の常緑針葉樹林
- C1アカマツ・コナラ林 C2常緑針葉・落葉針葉混交林
- C3コナラ・アラカシ林 C4その他の常緑落葉混交林
- D0その他の落葉広葉樹林 D1コナラ・アベマキ林 D2サクラ林 D3ケヤキ林
- D4ポプラ林 D5ハリエンジュ林 D6プラタナス林 D7フウ林 D8トウカエデ林
- D9エノキ・ムクノキ林 E1ヌマスギ・メタセコイア林 E2その他の針葉樹林
- F1竹林 F2タケ・広葉樹混交林 F3タケ・針葉樹混交林
- F4タケ・針葉広葉樹混交林
- G1シバ地 G2ネザサ草地 G3低茎草本草地 G4高茎草本草地 G5ヨシ原
- G6ガマ草地 G7その他の草地

- Iマント群落
- J1畑地 J2水田
- J3果樹園 J4庭園
- K裸地
- L開放水面

出典：「すいたの自然2011」
(吹田市環境部)



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400 500m



図4.2-11
事業計画地及びその周辺における
現存植生の状況

ケ 人と自然との触れ合いの場

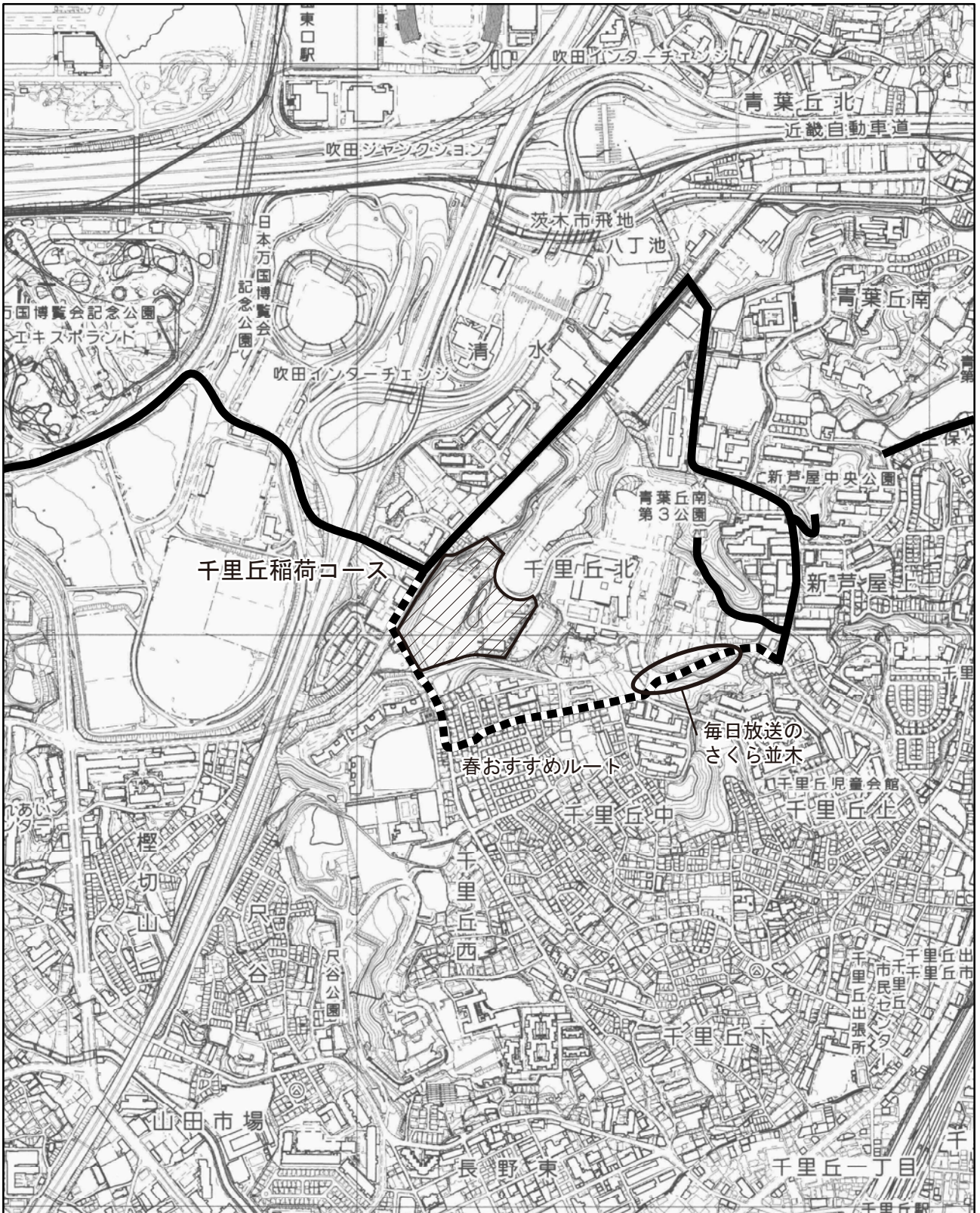
事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの場の分布状況は、図 4.2-12 に示すとおりである。

「ぶらっと吹田」コースマップによると、水辺のアートを楽しむ「千里丘稻荷コース」が事業計画地を囲むように設定されており、春には桜並木を楽しむコースが紹介されている。

コ 景観

事業計画地周辺では、毎日放送千里丘放送センターに桜並木があり（位置は図 4.2-12 参照）、春には吹田市随一の名所となっている。また、事業計画地の北東側の千里丘あおば通りでは、水路の壁に水辺の生物を描いた壁画が見られる。

事業計画地の北西に位置する万博公園は、博覧会跡地を「緑に包まれた広域的機能をもった公園」として整備したもので、吹田のみならず大阪を代表する公園として、多くの人々が訪れている。園内には、国立民族学博物館や大阪府立国際児童文学館などの文化・学術施設、サッカー場や野球場、テニスコートなどのスポーツ施設があり、文化、スポーツ、レクリエーションの拠点として親しまれている。



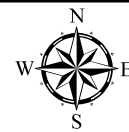
凡例



事業計画地



ウォーキングコース



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400 500m



図4.2-12
事業計画地及びその周辺における
人と自然の触れ合いの場の分布状況

出典:「ぶらっと吹田 市民がつくる新しい遊歩道」(吹田市ホームページ)

サ 文化財

(ア) 指定（登録）文化財

事業計画地及びその周辺における指定文化財の状況は、表 4.2-65 に示すとおりである。吹田市には、国指定（登録）の文化財が 14 件、大阪府指定の文化財が 7 件、吹田市指定（登録）の文化財が 24 件ある。事業計画地及びその周辺には、国、府及び市の指定（登録）文化財は存在しない。

表 4.2-65 指定文化財の状況

指定	種別	名称
国	重要有形民俗文化財	おしらさまコレクション 背負運搬具コレクション
府	有形民俗文化財	玩具および関連世相資料 (多田コレクション)
府	有形文化財	木造准胝観音立像（圓照寺）
		木造観音菩薩立像（圓照寺）
市	有形文化財	絹本著色妙音天像（圓照寺）
府	有形文化財	紫雲寺本堂内陣鳥獣図
府	有形文化財	山田伊射奈岐神社本社本殿
市	有形文化財	山田伊射奈岐神社社号標石

出典：「市内の文化財」（吹田市立博物館ホームページ）

(イ) 埋蔵文化財

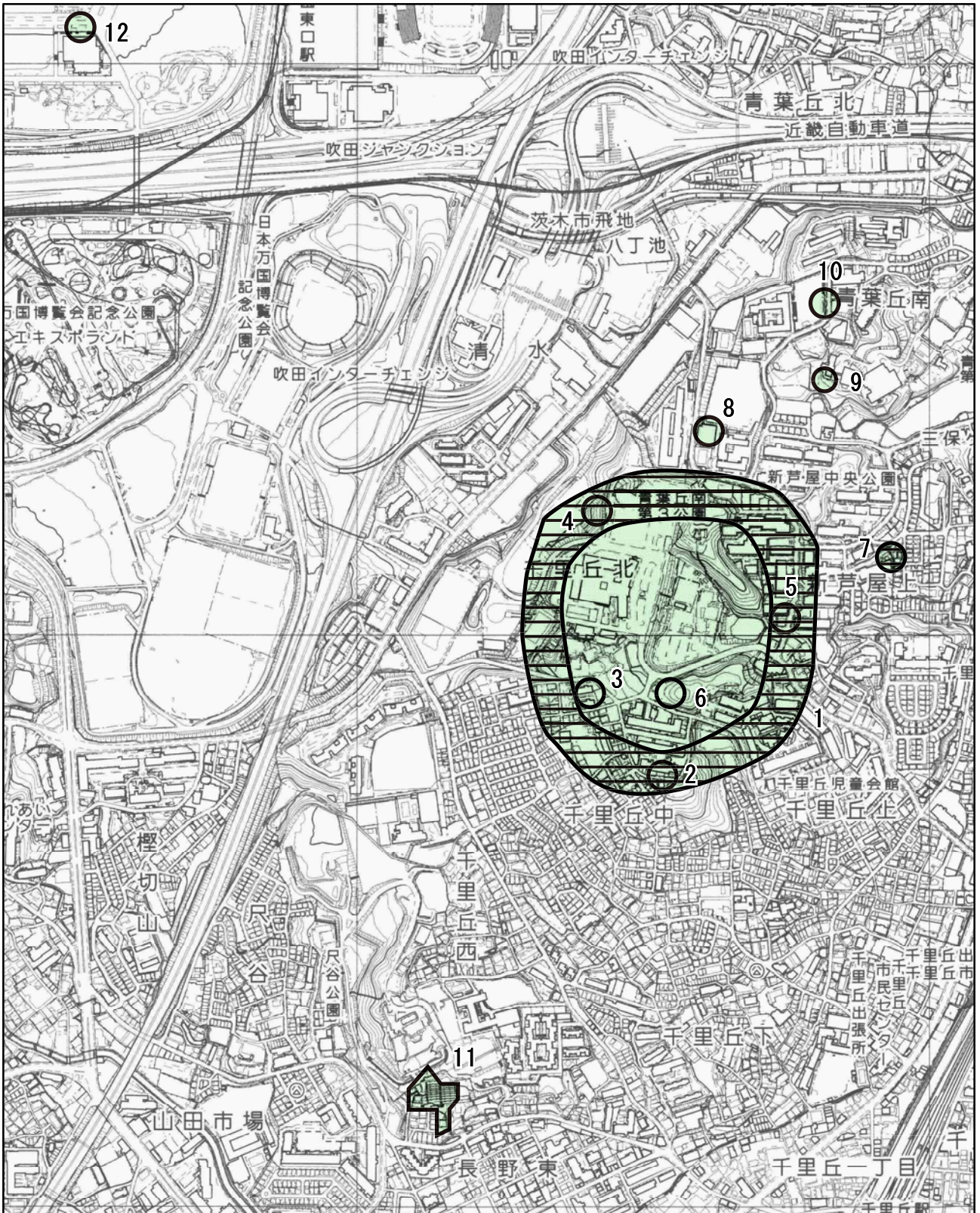
事業計画地及びその周辺における埋蔵文化財の状況は、表 4.2-66 及び図 4.2-13 に示すとおりである。

事業計画地最寄りの埋蔵文化財として、東側に新芦谷遺跡が分布しているが、事業計画地内の範囲は届出不要となっている。



表 4.2-66 埋蔵文化財の状況

番号	名称	時代	種類	
1	新芦屋遺跡	弥生	散布地	一部届出不要
2	新芦屋遺跡 A 地点	弥生	散布地	届出不要
3	新芦屋遺跡 B 地点	弥生	散布地	
4	新芦屋遺跡 C 地点	弥生	散布地	届出不要
5	新芦屋遺跡 D 地点	弥生	散布地	
	須恵器散布地			届出不要
6	古墳推定地	古墳	古墳	
7	新芦屋古墳	古墳	古墳	届出不要
8	陶棺片出土地	古墳	散布地	
9	松下電器保健センター古墳	古墳	古墳	
10	青葉丘遺跡	弥生	散布地	
11	似禅寺山遺跡	古墳・奈良	古墳・火葬墓	
12	白頭瓦窯跡	奈良	生産遺跡	

出典：大阪府地図情報システム（大阪府ホームページ）



凡例

-  埋蔵文化財
-  埋蔵文化財 (届出不要)



Scale 1:10,000

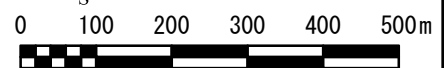


図4.2-13
事業計画地及びその周辺における
文化財の分布状況

出典:「大阪府地図情報システム」(大阪府ホームページ)

シ 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は表 4.2-67 に示すとおりである。平成 29 年度のごみの排出量は、約 10.6 万 t であり、そのうち家庭系ごみは約 7.0 万 t、事業系ごみは約 3.6 万 t である。ごみの排出量は、ごみ全体、家庭系ごみ及び事業系ごみのいずれも、増減を繰り返しながら横ばいで推移している。

また、1 人あたり、1 世帯あたりのごみ排出量の推移は表 4.2-68 に示すとおりである。1 人 1 日あたりの排出量、家庭から出るごみ 1 人 1 日あたりの排出量は平成 28 年度まで減少傾向で、平成 29 年度に微増している。1 世帯あたりの年間排出量は、過去 5 年間で減少傾向となっている。

表 4.2-67 ごみ排出量の推移

単位：t

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
家庭系ごみ					
燃焼ごみ	58,060.53	57,526.27	58,003.04	57,627.39	58,046.71
大型複雑ごみ	3,145.86	3,074.59	3,273.40	3,327.73	3,582.49
小型複雑ごみ	1,608.52	1,569.14	1,681.70	1,682.87	1,867.72
資源ごみ	4,778.44	4,719.79	4,987.48	4,911.70	5,050.70
有害危険ごみ	248.72	226.01	228.99	229.88	231.24
その他のごみ	1,228.03	1,015.05	1,056.61	944.50	950.55
ペットボトル	205.26	203.26	204.69	202.39	197.04
牛乳パック	7.83	7.22	7.85	1.90	※1
廃食用油	3.23	3.94	4.12	4.38	5.23
計	69,286.42	68,345.27	69,447.88	68,932.74	69,931.68
事業系ごみ					
燃焼ごみ*	36,137.38	35,087.56	35,273.66	35,698.47	35,697.95
合 計	105,423.80	103,432.83	104,721.54	104,631.21	105,629.63

注) 1. 資源循環エネルギーセンター及び破砕選別工場で処理された重量。

2. * 資源循環エネルギーセンターでの計量前資源化量を含む。

3. ※1 平成 28 年 7 月以降「牛乳パック」は資源ごみに含まれている。

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」(吹田市、平成 29 年)

表 4.2-68 1 人あたり、1 世帯あたりのごみ排出量の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 人 1 日あたりの排出量 (事業系ごみ含む)	880g	857g	853g	842g	843g
家庭から出るごみ 1 人 1 日あたりの排出量	605g	591g	589g	577g	579g
1 世帯あたりの年間排出量	717kg	694kg	689kg	674kg	671kg

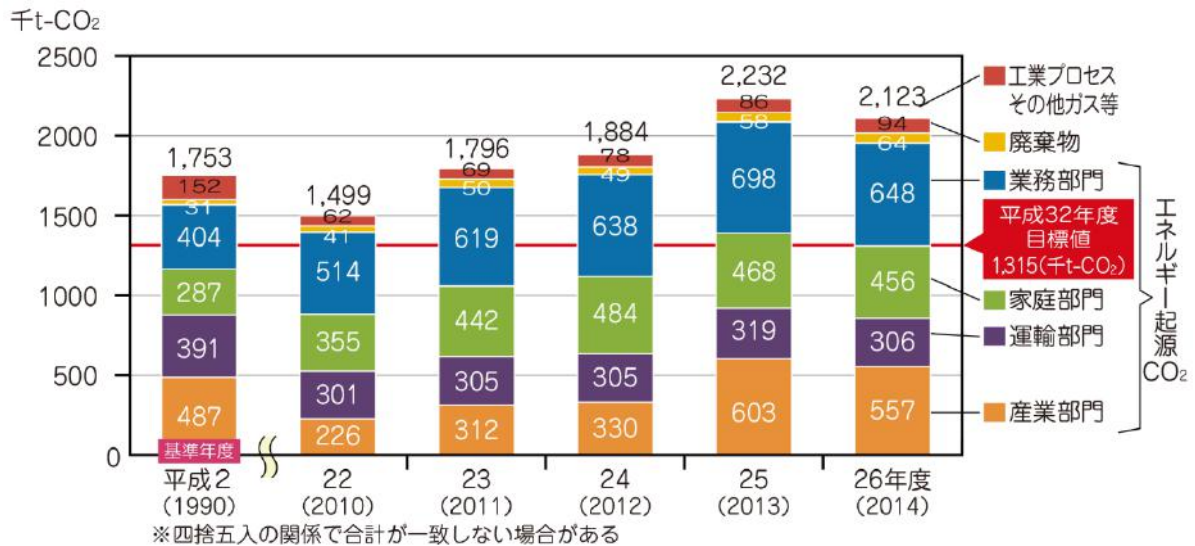
注) 再生資源集団回収量含む。

出典：「すいたの環境 平成 29 年版」(吹田市、平成 29 年)

ス 地球環境

(ア) 地球温暖化

吹田市域における温室効果ガス排出量の推移は、図 4.2-14 に示すとおりである。2014（平成 26）年度の温室効果ガス排出量は 2,123 千 t-CO₂ であり、基準年度の 1990（平成 2）年度と比べると約 21% 増となっている。前年度と比較すると、約 5% 減となっている。



出典：「すいたの環境 平成 29 年版」（吹田市、平成 29 年）

図 4.2-14 吹田市域における温室効果ガス排出量の推移

(イ) 酸性雨

吹田市では、昭和 63 年度から生活環境課（現環境保全課）監視係庁舎（南吹田 2 丁目）の屋上において酸性雨の測定を行っている。平成 12 年度から平成 22 年度の雨水の pH 値（加重平均）の経年変化は表 4.2-69 に示すとおり、pH 値は 4.77～5.48 となっており酸性雨の指標となる pH 値 5.6 を下回っている。

表 4.2-69 雨水の pH 値（加重平均）の経年変化

年度	pH 値	年度	pH 値
平成 12 年度	5.18	平成 18 年度	4.77
平成 13 年度	5.06	平成 19 年度	5.12
平成 14 年度	5.11	平成 20 年度	5.03
平成 15 年度	5.26	平成 21 年度	5.03
平成 16 年度	5.47	平成 22 年度	5.41
平成 17 年度	5.48		

注）酸性雨の測定は、平成 23 年度以降は実施していない。

出典：「すいたの環境 平成 23 年版」（吹田市、平成 24 年）

(4) 周辺事業の有無

事業計画地から概ね 500m 以内の周辺地域において実施または実施が予定されている環境負荷の大きな施設及び事業、工事の有無については、吹田市環境影響評価条例（旧条例）の対象事業が 1 件、吹田市開発事業の手続等に関する条例において大規模開発事業に該当する事業が 3 件あり、その事業内容は表 4.2-70 に示すとおりである。また、これら以外に、事業計画地内東側の放送施設（毎日放送千里丘ミリカセンター）の解体工事は本事業に含まれないため、当該解体工事についても周辺事業（近接事業）という位置づけとなる。

表 4.2-70 (1) 周辺事業の状況

事業の名称	(仮称) 吹田千里丘計画 C 街区	大阪府立吹田東高等学校改築工事
事業の種類	住宅団地の建設	学校の改築
事業の実施場所	吹田市千里丘北 198 番地	吹田市青葉丘南 292 番 1 他 (吹田東高等学校)
事業者の名称	株式会社 大京 東京建物 株式会社 関電不動産開発 株式会社 新日鉄興和不動産 株式会社 株式会社 長谷工コーポレーション	大阪府教育委員会
事業の規模	敷地面積 9,095.89 平方メートル 高さ 41.94m 戸数 228 戸	敷地面積 32,421.44 平方メートル 建物最高高さ 約 18.5m
事業予定期間	平成 30 年 3 月 30 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 31 年 12 月 31 日

注) (仮称) 吹田千里丘計画 C 街区については、現地にて確認。

出典: 「大規模開発事業構想の経過書」

(吹田市都市計画部開発審査室ホームページ)

「吹田市の環境影響評価 (環境アセスメント)」

「環境まちづくり【開発・建築版】実施状況」

(吹田市環境部環境政策室ホームページ)

表 4.2-70 (2) 周辺事業の状況

事業の名称	(仮称) 吹田市千里丘中宅地造成計画	(仮称) 吹田市尺谷 PROJECT
事業の種類	戸建住宅の新築	共同住宅の新築
事業の実施場所	吹田市千里丘中 172 番他 29 筆	吹田市尺谷 1695-1.-3.-4.-5.-6.-7 1804-9.-53
事業者の名称	株式会社ティール・アイ・コーポレーション	大志株式会社 合同会社前田キャピタルパートナーズ 一般社団法人 JYアセットアドバイザーズ
事業の規模	敷地面積 16,369.10 平方メートル 戸数 76 戸	敷地面積 1,988.56 平方メートル 高さ 18.10m 戸数 38 戸
事業予定期間	平成 30 年 5 月 1 日～ 平成 31 年 8 月 31 日	平成 30 年 3 月 1 日～ 平成 31 年 2 月 28 日

出典: 「大規模開発事業構想の経過書」

(吹田市都市計画部開発審査室ホームページ)

「環境まちづくり【開発・建築版】実施状況」

(吹田市環境部環境政策室ホームページ)

